

韓国知的財産ニュース 2025年6月後期

(No. 535)

発行年月日：2025年7月4日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6月16日から30日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2210889）
- 1-2 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2210890）
- 1-3 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2210900）
- 1-4 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2210943）
- 1-5 【立法予告】「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案（特許庁公告第2025-165号）
- 1-6 【立法予告】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令の一部改正令案（産業通商資源部公告第2025-463号）
- 1-7 【法案提出】技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2211169）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、韓国フィンテック産業協会と政策懇談会を実施
- 2-2 特許審判院、小学生向け「進路体験教室」を実施
- 2-3 韓国特許庁、東ティモール特許庁設置を支援する
- 2-4 韓国特許庁、「特許庁 - 忠南大 - 地域企業連携 IP 進路フォーラム」を開催
- 2-5 韓国特許庁、新人公務員からなる「第7期政府革新アベンジャーズ」の研究プログラムを実施
- 2-6 韓国特許庁、名品特許確保に向けシステム半導体企業を訪問
- 2-7 韓国特許庁、「2025年上半期国際出願説明会」を開催
- 2-8 韓国特許庁、「標準必須特許の戦略拡散カンファレンス」を開催
- 2-9 特許審判院、「審判-調停連携制度」により半導体特許紛争を解決

- 2-10 光復 80 年・発明の日 60 周年記念「独立と発明」企画展が開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁商標警察、79 億ウォン相当の化粧品の模倣品を流出した販売業者を摘発
- 3-2 【説明資料】特許庁は K-ブランド保護に積極的に取り組みます
- 3-3 韓国特許庁、「模倣品流通防止技術カンファレンス」を開催
- 3-4 韓国特許庁と農林畜産水産部、「2025 年上半期 K-フード模倣品対等協議体会合」を開催

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、ユーザーフレンドリーの観点で「意匠審査基準」を改正
- 4-2 韓国特許庁、「WIPO - KIPO ハーグ国際デザイン説明会」を開催
- 4-3 韓国特許庁、韓流ブームをけん引する企業と「商標政策懇談会」を実施
- 4-4 ニース国際分類第 13 版を公開（2026 年採用）

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2210889）

議案情報システム（2025. 6. 17.）

議案番号：2210889

提案日：2025年6月17日

提案者：ソン・ジェボン議員（共に民主党）外12人

提案理由

現行法では、受・委託関係に違反する行為又は技術資料流用にかかる訴訟において法院が当事者の申請により違反行為の有無の証明又は損害額の算定に必要な資料の提出を命ずることができるよう定めている。

しかし、実際に訴訟においては違反行為の有無の証明又は損害額の立証が難しい場合が多く、実効的な証拠調査手続が不十分であるため、侵害を立証する証拠の確保に限界が

あるとの指摘が相次いでいる。

従って、侵害及び侵害額を立証するために、専門家事実調査制度、証拠保全命令及び証言録取制度を導入し、営業秘密損害訴訟において証拠を確保するために制度を見直すことで、実効性のある紛争解決手段を設ける目的である。

主要内容

- イ. 委託企業に対する損害賠償請求訴訟において専門家事実調査制度を導入する（案第40条の6の新設等）。
- ロ. 法院は損害賠償請求にかかる訴訟が提起されたか、若しくは、提起されることが合理的に予想される場合、資料保全を命ずることができる（案第40条の8の新設）。
- ハ. 法院は損害賠償請求訴訟において両当事者に対し訴訟上の攻撃又は防御方法に関する事実、又は、資料の検証に必要な者を対象に相互問尋問をさせることができ、陳述人の陳述を録音又は映像録画することができる（案第40条の9の新設）。

法律第 号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第40条の6を第40条の11に改め、第40条の6から第40条の10までをそれぞれ次のように新設する。

第40条の6（専門家による事実調査）①法院は第40条の2第1項又は第2項に基づく損害賠償請求にかかる訴訟において違反行為の有無の証明又は損害額の算定に必要な証拠を確保するために職権又は当事者の申請により、次の各号の事項を考慮して調査する証拠に関連する分野の専門家（以下、「専門家」とする）を指定し、その専門家に対し相手側当事者の事務室、工場及びその他の場所に入入りして調査を受ける当事者等に質問をするか、若しくは、資料の閲覧・複写、装置の作動・計測・実験等必要な調査をするよう決定できる。この場合、法院は訴訟関係を明確にするか調査手続を円滑に行うために職権により、専門家を訴訟手続に参加させることができ、専門的な知識を要する訴訟手続において専門家は裁判長の許可を得て当事者、証人又は鑑定人等訴訟関係者に質問をすることができる。

1. 第40条の2第1項又は第2項に基づく侵害行為の相当な可能性があるかどうか
2. 調査の必要性に比べて相手側の当事者に過度な負担を与えるか否か
3. 当事者が他の手段で証拠を容易に収集できるか否か
4. 損害賠償請求が不適法であるか理由がないことが明確であるかどうか

②法院は技術の難易度・複雑性を考慮して次の各号のいずれかに該当する者のうち1名

以上を第1項に基づき専門家に指定できる。

1. 「法院組織法」第54条の2・第54条の3に基づき技術審理官若しくは調査官
2. 「民事訴訟法」第164条の2に基づき専門審理委員
3. 「特許法」第154条の2に基づき専門審理委員
4. 「弁護士法」第4条に基づき弁護士の資格を有する者
5. 「弁理士法」第3条に基づき弁理士の資格を有する者
6. その他大法院規則で定める者

③法院は第1項に基づき調査の決定の前に弁論準備期日を指定して当事者及び相手側の当事者に対し技術の説明又は意見を陳述する機会を与え、必要な場合はその具体的な範囲を定めて相手側の代理人又は相手側当事者の代理人に対し専門家による調査の全部又は一部への参加を許可することができる。

④第1項に基づき指定された専門家は法院が指定した期日以内に調査結果を記載した報告書（以下、「調査結果報告書」とする）を法院に提出しなければならない。この場合、専門家は調査により知った事実を秘密として保持しなければならない。

⑤法院は調査を受けた相手側の当事者に対し調査結果報告書を優先して閲覧させなければならない。この場合、調査を受けた相手側の当事者が訴訟の対象ではない営業秘密が調査結果報告書に含まれていることを主張する際にはその主張の当否について判断するために資料の提示を命ずることができる。

⑥法院は第5項に基づき資料の提示を命ずる場合、その資料を他の者に見せてはならない。

⑦第5項後段に基づき相手側の当事者が訴訟の対象ではない提出の対象になる資料に該当するとしても、調査結果報告書上の営業秘密を主張する内容が損害の証明又は損害額の算定に必ず必要な場合に法院は目的を超えない範囲で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定しなければならない。

⑧法院は第5項に基づき相手側の当事者の主張が妥当だと認められれば、侵害の証明若しくは損害額の算定に必ず必要ではない営業秘密に関する内容を調査結果報告書から削除して提出することを専門家に命じなければならない。この場合、法院は申請人に対しその削除の趣旨を知らせ、該当の内容に関する証拠を確保する必要性について意見を陳述する機会をも与えなければならない。

⑨当事者は第4項から第8項までに基づき手続きを経て提出された調査結果報告書を閲覧・謄写して証拠として申請することができる。但し、法院が第7項に基づき調査結果報告書を閲覧できる者を指定した場合にはその者に限り調査結果報告書を閲覧できる。

⑩第1項に基づき調査を受ける相手側の当事者は専門家が要請する資料を提供しない等、調査を拒否・妨害又は忌避してはならず、調査に誠実に協調しなければならない。この場合、相手側の当事者が第1項に基づき調査を拒否・妨害又は忌避した際には法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する相手側の主張を真実なものだと認

めることができる。

⑪ 法院は必要な場合、第1項に基づく調査を申請した当事者に対し担保額と担保提供期間を決めて担保を提供するよう命ずることができ、当事者がそれに従わない際にはその調査申請を却下できる。この場合、その担保に関しては「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑫ 法院は調査の対象・方法・範囲・手続き及び期間を具体的に特定しなければならず、その他第1項に基づく調査の範囲及び手続等に必要な事項は大法院規則で定める。

⑬ 第1項に基づく調査は「民事訴訟法」の証拠保全手続きにも活用できる。

⑭ 第1項に基づく調査を命ずる法院の決定に対し異議を申し立てることができる。この場合、異議申立に関する法院の決定については独立して不服することができない。

⑮ 第1項に基づく調査にかかる費用は訴訟費用の一部とする。

第40条の7（専門家を除斥等）① 第40条の6第2項に基づき法院により指定された専門家に「民事訴訟法」第41条から第45条まで及び第47条を準用する。

② 除斥又は忌避の申請を受けた専門家はその申請にかかる決定が確定するまでその申請のあった事件の訴訟手続きには参加することができない。この場合、専門家は当該の除斥又は忌避の申請について意見を陳述できる。

第40条の8（資料保全命令及びその効果）① 法院は第40条の2第1項又は第2項に基づく損害賠償請求にかかる訴訟が提起されたか、若しくは、提起されることが合理的に予想され、次の各号の事由を疎明する場合は当事者の申請により、侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を占有、管理、保管する者がそれを棄損するか、若しくは、使用できなくさせることがないよう、1年の範囲で期間を定めて資料保全を命ずることができる。法院は必要な場合、大法院規則で定めるところによりその期限を延長することができる。

1. 資料保全命令の対象になる資料を特定するに十分な事実
2. 資料保全を命じなければ申請人に回復できない損害が発生し得る恐れがあるとの事実
3. 必要な証拠を予め保全しなければその証拠を確保することが難しい事情

② 当事者が第1項に基づく資料保全命令を申請する場合には次の各号の事項を明かさなければならない。

1. 資料を占有、管理、保管する者
2. 証明する事実
3. 保全しようとする資料
4. 資料保全の事由

③ 法院は第1項に基づく資料保全命令に先立ち、資料を占有、管理、保管する者に対し意見を陳述できる機会を与えることができる。

④ 法院は必要な場合、第1項の資料保全命令を申請した当事者に対し担保額と担保提供

の期間を決めて担保を提供するよう命ずることができ、当事者がそれに従わない際にはその申請を却下することができる。この場合、担保に関しては「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑤資料を占有、管理又は保管する者が第1項の資料保全命令に従わない際には法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する当事者の主張を真実なものだと認めることができる。

⑥相手側の当事者は第1項の資料保全命令の対象になった資料を電子的形態で管理しており、業務上の理由等によりその資料を更新する必要がある場合、法院の許可を得てその命令が下された際の現状通りその資料の写本を作成して法院に提出後、その資料を更新することができる。

⑦資料保全を命ずる法院の裁判に対して異議を申し立てることができる。異議申立に対する法院の決定については独立して不服することができない。

⑧第1項に基づく訴訟が提起される前に資料保全命令があった後にも当事者が本案の訴を提起しない場合、法院は相手側の申請により相当な期間を決めて当事者に本案の訴を提起してそれを証明する書類を提出するよう命じなければならない。

⑨当事者が正当な事由なしに第8項に基づく法院の命令に従わない場合、法院は職権又は相手側の申請による決定で資料保全命令を取り消し、相手側に対し資料保全命令にかかる費用を負担するよう命ずることができる。

⑩第9項の決定に対して即時抗告することができる。

⑪第1項の管轄法院に関しては「民事訴訟法」第376条を準用する。

第40条の9(当事者による尋問等) ①法院は第40条の2第1項又は第2項に基づく損害賠償請求にかかる訴訟において当事者の申請による決定により両当事者に対し訴訟上の攻撃又は防御方法に関連する事実や資料の検証に必要な者(当事者を含む)を対象に陳述人の数、範囲、方法及び場所を決めて相互間で尋問させることができる。この場合、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 相手側の当事者に過度な負担をかけるか否か
2. 資料や当事者が主張する事実の検証又は資料の保全のために必要な事項であるか否か

②法院は第1項に基づく尋問に関連して陳述人の数、範囲、方法及び場所等を決めるために必要な場合弁論準備期日を指定することができる。

③法院は第1項に基づき両当事者に対し尋問をさせる場合、次の各号のいずれかに該当する者(以下、同条において「法院事務官等」とする)に対し陳述人による陳述を録音装置又は映像録画装置を使用して録音又は映像録画をさせなければならない。

1. 法院書記官・法院事務官・法院主事又は法院主事補
2. 「公証人法」第1条の2第1号に基づく公証人
3. 第1号又は第2号で定める者に準ずる者として第1項の尋問に関する業務を遂行す

る上で適合した者

④法院事務官等は陳述人に対し第1項に基づく尋問に先立ち宣誓をさせなければならず、宣誓の前に次の各号の事項について告示しなければならない。但し、特別な事由がある際には尋問後に宣誓をさせることができる。

1. 事件番号及び事件名
2. 法院事務官等の氏名
3. 宣誓の義務及び趣旨
4. 次の各目についての警告
 - イ. 当事者が陳述人の場合（法定代理人が陳述人の場合を含む。以下、同一）：嘘の陳述に対する制裁
 - ロ. 当事者ではない第三者が陳述人の場合：偽証の罪
5. その他法官が第1項の尋問に関して告示が必要だと認めた事項

⑤法院事務官等は第1項に基づく尋問の完了後、滞りなく次の各号の事項について記載された書面である陳述手続要約書を作成して法院に提出しなければならない。

1. 事件の表示
2. 法院事務官等の氏名
3. 出席した当事者・代理人・通訳と、出席しなかった当事者の氏名
4. 尋問の期日及び場所
5. 陳述人の個人情報
6. 尋問の内容、方法及び手続きに関する当事者の異議の要旨
7. 陳述拒否及び宣誓拒否があった際にはその内容の要旨
8. 宣誓をさせてなく、当事者ではない陳述人を尋問した場合はその要旨
9. その他尋問の進行経過を確認するために必要な事項

⑥第1項に基づく尋問の進行中、尋問の内容、方法及び手続き等に関して異議のある当事者は異議内容を明確に陳述する方法で異議を申し立てることができ、法院事務官等はその異議の要旨について陳述手続要約書に記載しなければならない。相手側が相当ではない方法で陳述人又は当事者をいじめるか陳述を強要する際には陳述人又は当事者は法院に対し尋問手続きの終了又は中止を申請することができ、それに対する決定があるまで尋問は中止される。

⑦両当事者は第3項に基づき録音又は映像録画された陳述人に対する尋問内容の中で必要な部分を特定して録音物又は映像録画物とそれに関する録取書を証拠として提出することができる。法院は必要だと認める場合には、当事者に尋問の内容全体を記録した録音物又は映像録画物とそれに関する録取書を提出するよう命ずることができる。

⑧両当事者の中で片方が第1項に基づく尋問手続きを妨害した際には法院は職権又は当事者の申請により次の各号のうち一つ以上の制裁を科すことができる。

1. 陳述人が陳述する内容に対する相手側の当事者の主張を真実なものだと認めるこ

と

2. 陳述人が陳述する内容について具体的に主張することが顕著に困難であり、陳述人により証明する事実について他の証拠で証明することを期待することが難しい事情を疎明した場合には証明する事実に関する相手側の当事者による主張を真実なものだと認めること
3. 敗訴判決
4. 訴訟費用の全部又は一部の負担
5. 1千万ウォン以下の過料の賦課

⑨同法に特別な規定がある場合を除き、当事者ではない陳述人を第1項に基づき尋問する場合には「民事訴訟法」第303条から第309条まで、第311条、第312条、第314条、第315条、第321条から第324条まで、第327条第1項、第327条の2及び第328条の規定を、当事者である陳述人を第1項に基づき尋問する場合には第309条、第321条、第322条、第327条第1項、第327条の2、第369条及び第370条の規定を準用する。

⑩当事者ではない陳述人が陳述を拒否又は宣誓を拒否する場合、陳述人は拒否する理由を疎明しなければならない。この場合、当事者は法院に陳述拒否又は宣誓拒否に関する裁判を申請することができ、この裁判に関しては「民事訴訟法」第317条及び第318条を準用する。

⑪第4項により宣誓した当事者ではない陳述人は「刑法」第152条、第153条及び第155条の適用を受ける証人とする。

⑫第1項に基づく尋問に関してその他必要な事項は大法院規則で定める。

第40条の10（弁護士を選任命令）①法院は第40条の9第1項に基づく尋問の円滑な進行のために当事者が弁護士を訴訟代理人に選任する必要性が認められる場合、その当事者に期間を決めて弁護士を選任するよう命ずることができる。

②法院は当事者が第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、決められた期間内に弁護士を選任しない場合は第40条の9第1項に基づく尋問を認める決定を取り消すことができる。

③法院は第40条の9第1項に基づく申請の相手側の当事者が第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、正当な事由なしにそれに応じず、第40条の9第1項に基づく尋問が実施されなかった場合、第40条の9第8項に基づく制裁を科すことができる。

第40条の11（従前の第40条の6）各号外の部分の中「規定」を「規定及び『公職者の利害衝突防止法』の規定」にし、同条に第3号及び第4号をそれぞれ次のように新設する。

3. 第40条の6第2項に基づき指定された専門家の中で公務員ではない者
4. 第40条の9第3項に基づき陳述人による陳述を調書に記載する者の中で公務員ではない者

第41条第2項及び第3項をそれぞれ第5項及び第6項に改め、同条に第2項から第4項までをそれぞれ次のように新設する。

②第40条の8第1項に基づく資料保全命令を違反して資料を故意に棄損するか使用ができなくした者は5年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に科す。

③次の各号のいずれかに該当する者は5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。但し、第2号の場合その事件の裁判が確定される前に自首した場合にはその刑を減軽又は免除することができる。

1. 第40条の6第4項後段を違反して秘密を漏洩した者
2. 同法に基づき宣誓した証人、鑑定人又は通訳が法院に対し嘘で陳述・鑑定又は通訳をした場合

④同法に基づき宣誓した当事者ではない陳述人が嘘で陳述をした場合には5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。但し、その事件の裁判が確定される前に自首した場合にはその刑を減軽又は免除することができる。

第43条第5項を第6項に改め、同条に第5項を次のように新設し、同条第6項（従前の第5項）の中「徴収する」を「徴収し、第5項に基づく過料は大統領令で定めるところにより法院が賦課・徴収する」とする。

⑤正当な理由なしに第40条の6第10項を違反して調査を拒否・妨害又は忌避する場合法院は決定により次の各号の区分に基づく金額の過料を科す。

1. 法人の場合：1億ウォン以下
2. 法人の役員・従業員とその他利害関係人の場合：5千万ウォン以下

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－2 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2210890）

議案情報システム（2025. 6. 17.）

議案番号：2210890

提案日：2025年6月17日

提案者：ソン・ジェボン議員（共に民主党）外13人

提案理由

現行法では、特許権者及び専用実施権者の権利保護のために差止請求権、損害賠償請求権及び資料提出命令制度等様々な手段を設けている。

しかし、特許権にかかる侵害訴訟において侵害行為の立証及び損害額の算定に関する証拠資料は一般的に侵害者が保有することが多く、それを棄損して侵害訴訟において証拠として活用できないようにすることがあるため、権利者は侵害に関する証拠の確保や

被害の立証が難しい現状である。

反面、米国では証拠開示制度（Discovery）及び証言録取（Deposition）制度により、侵害事実及び損害額の立証に関する証拠を効果的に確保できるように定めており、ドイツは専門家調査制度（Inspection）を設けて裁判所が指定する専門家が侵害立証又は損害額の算定に必要な証拠について調査するように定めていることから、これらを参考にして証拠確保のための手続きを設ける必要があるとの意見が提起されている。

従って、証拠調査及び証拠保全制度を導入することで、技術紛争に関する実体的真実を確保することにより、特許権者及び専用実施権者の権利保護を強化し、紛争の迅速な解決を図る目的である。

主要内容

- イ. 特許権又は専用実施権にかかる侵害訴訟において侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な証拠等を専門家に対し調査できるようにする（案第128条の3の新設）。
- ロ. 特許権又は専用実施権にかかる侵害訴訟において必要な証拠を予め保全できるようにする（案第128条の5の新設）。
- ハ. 特許権又は専用実施権にかかる侵害訴訟において当事者が関連事実や資料の検証のために当事者を含む者を相互で尋問できるようにし、その手続きを定める（案第128条の6の新設）。
- ニ. 特許権又は専用実施権にかかる侵害訴訟において当事者相互間による尋問の円滑な進行のために法院が当事者に対し弁護士を選任するよう命ずることができるようにし、これに応じない場合は尋問許容の決定を取り消すか、若しくは、制裁を科すことができる（案第128条の7の新設）。
- ホ. 特許権又は専用実施権にかかる侵害訴訟においての秘密保持義務を強化・補完する（案第225条の2の新設等）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条の3から第128条の7までをそれぞれ次のように新設する。

第14条の8（専門家による証拠調査）①法院は特許権又は専用実施権にかかる侵害訴訟において侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要なだと認める場合には職権又は当事者の申請により次の各号の事項を考慮して調査する証拠と関連する分野の専門家（以下、「専門家」とする）を指定し、その専門家に対し相手側当事者の事務室、工場及びその他の場所に入入りして調査を受ける当事者等に質問をするか、資料の閲覧・複

写、装置の作動・計測・実験等必要な調査をするよう決定できる。この場合、法院は訴訟関係を明確にするか調査手続を円滑に行うために職権により専門家を訴訟手続に参加させることができ、専門的な知識を要する訴訟手続において専門家は裁判長の許可を得て当事者、証人又は鑑定人等訴訟関係者に質問をすることができる。

1. 相手側の当事者が特許権又は専用実施権を侵害している相当な可能性があるか否か
2. 調査の必要性に比べて相手側の当事者に過度な負担を与えるか否か
3. 当事者が他の手段で証拠を容易に収集できるか否か
4. 損害賠償請求が不適法であるか理由がないことが明確であるかどうか

②法院は技術の難易度・複雑性を考慮して次の各号のいずれかに該当する者のうち1名以上を第1項に基づく専門家に指定できる。

1. 「法院組織法」第54条の2・第54条の3に基づく技術審理官若しくは調査官
2. 「民事訴訟法」第164条の2又は同法第154条の2に基づく専門審理委員
3. 「弁護士法」第4条に基づく弁護士の資格を有する者
4. 「弁理士法」第3条に基づく弁理士の資格を有する者
5. その他大法院規則で定める者

③法院は第1項に基づく調査の決定の前に弁論準備期日を指定して当事者及び相手側の当事者に対し技術の説明又は意見を陳述する機会を与え、必要な場合はその具体的な範囲を定めて相手側の代理人又は相手側当事者の代理人に対し専門家による調査の全部又は一部への参加を許可することができる。

④第1項に基づき指定された専門家は法院が指定した期日以内に調査結果を記載した報告書（以下、「調査結果報告書」とする）を法院に提出しなければならない。この場合、専門家は調査により知った事実を秘密として保持しなければならない。

⑤法院は調査を受けた相手側の当事者に対し第4項の調査結果報告書を優先して閲覧させなければならない。この場合、調査を受けた相手側の当事者が訴訟の対象ではない営業秘密が調査結果報告書に含まれていることを主張する際にはその主張の当否について判断するために資料の提示を命ずることができる。

⑥法院は第5項に基づき資料の提示を命ずる場合、その資料を他の者に見せてはならない。

⑦第5項後段に基づき相手側の当事者が訴訟の対象ではない提出の対象になる資料に該当するとしても、調査結果報告書上の営業秘密を主張する内容が損害の証明又は損害額の算定に必ず必要な場合に法院は目的を超えない範囲で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定しなければならない。

⑧法院は第5項に基づく相手側の当事者の主張が妥当だと認められれば、侵害の証明若しくは損害額の算定に必ず必要ではない営業秘密に関する内容を調査結果報告書から削除して提出することを専門家に命じなければならない。この場合、法院は申請人に

対しその削除の趣旨を知らせ、該当の内容に関する証拠を確保する必要性について意見を陳述する機会をも与えなければならない。

⑨当事者は第4項から第8項までに基づく手続きを経て提出された調査結果報告書を閲覧・謄写して証拠として申請することができる。但し、法院が第7項に基づき調査結果報告書を閲覧できる者を指定した場合にはその者に限り調査結果報告書を閲覧できる。

⑩第1項に基づき調査を受ける相手側の当事者は専門家が要請する資料を提供しない等、調査を拒否・妨害又は忌避してはならず、調査に誠実に協調しなければならない。この場合、相手側の当事者が第1項に基づく調査を拒否・妨害又は忌避した際には法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する相手側の主張を真実なものだと認めることができる。

⑪法院は必要な場合、第1項に基づく調査を申請した当事者に対し担保額と担保提供期間を決めて担保を提供するよう命ずることができ、当事者がそれに従わない際にはその調査申請を却下できる。この場合、その担保に関しては「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑫法院は調査の対象・方法・範囲・手続き及び期間を具体的に特定しなければならない、その他第1項に基づく調査の範囲及び手続等に必要な事項は大法院規則で定める。

⑬第1項に基づく調査は「民事訴訟法」の証拠保全手続きにも活用できる。

⑭第1項に基づく調査を命ずる法院の決定に対し異議を申し立てることができる。この場合、異議申立に関する法院の決定については独立して不服することができない。

⑮第1項に基づく調査にかかる費用は訴訟費用の一部とする。

第128条の4（専門家の除斥等）①第128条の3第2項に基づき法院により指定された専門家に「民事訴訟法」第41条から第45条まで及び第47条を準用する。

②除斥又は忌避の申請を受けた専門家はその申請にかかる決定が確定するまでその申請のあった事件の訴訟手続きには参加することができない。この場合、専門家は当該の除斥又は忌避の申請について意見を陳述できる。

第128条の5（資料保全命令及びその効果）①法院は特許権又は専用実施権の侵害にかかる訴訟が提起されたか、提起されることが合理的に予想され、次の各号の事由を疎明する場合は当事者の申請により、侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を占有、管理、保管する者がそれを棄損するか、若しくは、使用できなくさせることがないよう、1年の範囲で期間を定めて資料保全を命ずることができる。法院は必要な場合、大法院規則で定めるところによりその期限を延長することができる。

1. 資料保全命令の対象になる資料を特定するに十分な事実
2. 資料保全を命じなければ申請人に回復できない損害が発生し得る恐れがあるとの事実
3. 必要な証拠を予め保全しなければその証拠を確保することが難しい事情

②当事者が第1項に基づく資料保全命令を申請する場合には次の各号の事項を明かさな

なければならない。

1. 資料を占有、管理、保管する者
2. 証明する事実
3. 保全しようとする資料
4. 資料保全の事由

③法院は第1項に基づく資料保全命令に先立ち、資料を占有、管理、保管する者に対し意見を陳述できる機会を与えることができる。

④法院は必要な場合、第1項の資料保全命令を申請した当事者に対し担保額と担保提供の期間を決めて担保を提供するよう命ずることができ、当事者がそれに従わない際にはその申請を却下することができる。この場合、担保に関しては「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑤資料を占有、管理又は保管する者が第1項の資料保全命令に従わない際には法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する当事者の主張を真実なものだと認めることができる。

⑥相手側の当事者は第1項の資料保全命令の対象になった資料を電子的形態で管理しており、業務上の理由等によりその資料を更新する必要がある場合、法院の許可を得てその命令が下された際の現状通りその資料の写本を作成して法院に提出後、その資料を更新することができる。

⑦資料保全を命ずる法院の裁判に対して異議を申し立てることができる。異議申立に対する法院の決定については独立して不服することができない。

⑧第1項に基づく訴訟が提起される前に資料保全命令があった後にも当事者が本案の訴を提起しない場合、法院は相手側の申請により相当な期間を決めて当事者に本案の訴を提起してそれを証明する書類を提出するよう命じなければならない。

⑨当事者が正当な事由なしに第8項に基づく法院の命令に従わない場合、法院は職権又は相手側の申請による決定で資料保全命令を取り消し、相手側に対し資料保全命令にかかる費用を負担するよう命ずることができる。

⑩第9項の決定に対して即時抗告することができる。

⑪第1項の管轄法院に関しては「民事訴訟法」第376条を準用する。

第128条の6（当事者による尋問等）①法院は特許権又は専用実施権にかかる侵害訴訟において当事者の申請による決定により両当事者に対し訴訟上の攻撃又は防御方法に関連する事実や資料の検証に必要な者（当事者を含む）を対象に陳述人の数、範囲、方法及び場所を決めて相互間で尋問させることができる。この場合、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 相手側の当事者に過度な負担をかけるか否か
2. 資料や当事者が主張する事実の検証又は資料の保全のために必要な事項であるか否か

②法院は第1項に基づく尋問に関連して陳述人の数、範囲、方法及び場所等を決めるために必要な場合弁論準備期日を指定することができる。

③法院は第1項に基づき両当事者に対し尋問をさせる場合、次の各号のいずれかに該当する者（以下、同条において「法院事務官等」とする）に対し陳述人による陳述を録音装置又は映像録画装置を使用して録音又は映像録画をさせなければならない。

1. 法院書記官・法院事務官・法院主事又は法院主事補
2. 「公証人法」第1条の2第1号に基づく公証人
3. 第1号又は第2号で定める者に準ずる者として第1項の尋問に関する業務を遂行する上で適合した者

④法院事務官等は陳述人に対し第1項に基づく尋問に先立ち宣誓をさせなければならない。宣誓の前に次の各号の事項について告示しなければならない。但し、特別な事由がある際には尋問後に宣誓をさせることができる。

1. 事件番号及び事件名
2. 法院事務官等の氏名
3. 宣誓の義務及び趣旨
4. 次の事項についての警告
 - イ. 当事者が陳述人の場合（法定代理人が陳述人の場合を含む。以下、同一）：嘘の陳述に対する制裁
 - ロ. 当事者ではない第三者が陳述人の場合：偽証の罪
5. その他法官が第1項の尋問に関して告示が必要だと認めた事項

⑤法院事務官等は第1項に基づく尋問の完了後、滞りなく次の各号の事項について記載された書面である陳述手続要約書を作成して法院に提出しなければならない。

1. 事件の表示
2. 法院事務官等の氏名
3. 出席した当事者・代理人・通訳と、出席しなかった当事者の氏名
4. 尋問の期日及び場所
5. 陳述人の個人情報
6. 尋問の内容、方法及び手続きに関する当事者の異議の要旨
7. 陳述拒否及び宣誓拒否があった際にはその内容の要旨
8. 宣誓をさせてなく、当事者ではない陳述人を尋問した場合はその要旨
9. その他尋問の進行経過を確認するために必要な事項

⑥第1項に基づく尋問の進行中、尋問の内容、方法及び手続き等に関して異議のある当事者は異議内容を明確に陳述する方法で異議を申し立てることができ、法院事務官等はその異議の要旨について陳述手続要約書に記載しなければならない。相手側が相当ではない方法で陳述人又は当事者をいじめるか陳述を強要する際には陳述人又は当事者は法院に対し尋問手続きの終了又は中止を申請することができ、それに対する決定

があるまで尋問は中止される。

⑦両当事者は第3項に基づき録音又は映像録画された陳述人に対する尋問内容の中で必要な部分を特定して録音物又は映像録画物とそれに関する録取書を証拠として提出することができる。法院は必要だと認める場合には、当事者に尋問の内容全体を記録した録音物又は映像録画物とそれに関する録取書を提出するよう命ずることができる。

⑧両当事者の中で片方が第1項に基づく尋問手続きを妨害した際には法院は職権又は当事者の申請により次の各号のうち一つ以上の制裁を科すことができる。

1. 陳述人が陳述する内容に対する相手側の当事者の主張を真実なものだと認めること
2. 陳述人が陳述する内容について具体的に主張することが顕著に困難であり、陳述人により証明する事実について他の証拠で証明することを期待することが難しい事情を疎明した場合には証明する事実に関する相手側の当事者による主張を真実なものだと認めること
3. 敗訴判決
4. 訴訟費用の全部又は一部の負担
5. 1千万ウォン以下の過料の賦課

⑨同法に特別な規定がある場合を除き、当事者ではない陳述人を第1項に基づき尋問する場合には「民事訴訟法」第303条から第309条まで、第311条、第312条、第314条、第315条、第321条から第324条まで、第327条第1項、第327条の2及び第328条の規定を、当事者である陳述人を第1項に基づき尋問する場合には第309条、第321条、第322条、第327条第1項、第327条の2、第369条及び第370条の規定を準用する。

⑩当事者ではない陳述人が陳述を拒否又は宣誓を拒否する場合、陳述人は拒否する理由を疎明しなければならない。この場合、当事者は法院に陳述拒否又は宣誓拒否に関する裁判を申請することができ、この裁判に関しては「民事訴訟法」第317条及び第318条を準用する。

⑪第4項により宣誓した当事者ではない陳述人は「刑法」第152条、第153条及び第155条の適用を受ける証人とする。

⑫第1項に基づく尋問に関してその他必要な事項は大法院規則で定める。

第128条の7（弁護士の選任命令）①法院は第128条の6第1項に基づく尋問の円滑な進行のために当事者が弁護士を訴訟代理人に選任する必要性が認められる場合、その当事者に期間を決めて弁護士を選任するよう命ずることができる。

②法院は当事者が第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、決められた期間内に弁護士を選任しない場合は第128条の6第1項に基づく尋問を認める決定を取り消すことができる。

③法院は第128条の6第1項に基づく申請の相手側の当事者が第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、正当な事由なしにそれに応じず、第128条の6第1項に基づく

尋問が実施されなかった場合、第128条の6第8項に基づく制裁を科すことができる。
第225条の2を次のように新設する。
第225条の2（資料保全命令の違反罪）第128条の5第1項に基づく資料保全命令を違反して資料を故意に棄損するか使用できなくした者は5年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。
第226条の2第2項の中「専門審理委員は」を「次の各号のいずれかに該当する者は」に、「規定を」を「規定及び『公職者の利害衝突防止法』の規定を」に改め、同条に各号を次のように新設する。

1. 第128条の3第2項に基づき指定された専門家の中で公務員ではない者
2. 第128条の6第3項に基づき陳述人による陳述を調書に記載する者の中で公務員ではない者
3. 第154条の2に基づき指定された専門審理委員

第227条第2項を第3項に改め、同条に第2項及び第4項をそれぞれ次のように新設する。
②同法に基づき宣誓した当事者ではない陳述人が嘘の陳述をした場合には5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
④第2項に基づく罪を犯した陳述人が陳述した事件の裁判が確定される前に自白又は自首した場合にはその刑を減輕又は免除することができる。

第229条の2の題目の中「違反罪」を「等違反罪」に改め、同条第1項の中「秘密保持命令を」を「秘密保持命令及び第128条の3第4項後段に基づく秘密保持義務を」に改め、同条第2項を削除する。

第232条に第3項及び第4項をそれぞれ次のように新設する。
③正当な理由なしに第128条の3第10項を違反して調査を拒否・妨害又は忌避する場合
法院は決定により次の各号の区分に基づく金額の過料を科す。
1. 法人の場合：1億ウォン以下
2. 法人の役員・従業員とその他利害関係人の場合：5千万ウォン以下
④第3項に基づく過料は大統領令で定めるところにより、法院が賦課・徴収する。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。
第2条（訴訟に関する適用例） 第128条の3から第128条の7まで、第225条の2及び第232条第3項・第4項の改正規定は同法施行以降提起される訴訟に適用する。

議案番号：2210900

提案日：2025年6月17日

提案者：ソン・ジェボン議員（共に民主党）外14人

提案理由

現行法では、営業秘密の侵害訴訟及び不正競争行為に対し法院が当事者の申請により損害の証明又は損害額の算定に必要な資料の提出を命ずることができるよう定めている。

しかし、実際に訴訟においては損害の証明や損害額の算定のみならず、侵害行為自体の立証も難しい場合が多く、実効的な証拠調査手続きが不十分であるため、侵害を立証する証拠の確保に限界があるとの指摘が相次いでいる。

従って、営業秘密の侵害及び侵害額を立証するために、専門家事実調査制度、証拠保全命令及び証言録取制度を導入し、侵害証明に必要な場合にも資料の提出を可能にする等営業秘密損害訴訟において証拠を確保するために制度を見直すことで、実効性のある紛争解決手段を設ける目的である。

主要内容

- イ. 法院が不正競争行為や営業秘密の侵害訴訟において証拠の確保のために職権又は当事者の申請により専門家を指定して相手側の当事者の事務室等場所に入出入りして調査することができるようにする（案第14条の8の新設）。
- ロ. 法院が不正競争行為や営業秘密の侵害訴訟において証拠資料が棄損されることを防止するために1年の範囲内で資料保全を命ずることができる（案第14条の10の新設）。
- ハ. 法院が不正競争行為や営業秘密の侵害訴訟において当事者間相互による尋問を許容し、それを録音・録画して証拠として活用できるようにし、尋問を妨害する場合は制裁を科すことができる（第14条の11の新設）。
- ニ. 法院が当事者間相互による尋問の円滑な進行のために当事者に対し弁護士の選任を命ずることができ、それを不履行する場合尋問許容の決定を取り消すか制裁を科すようにする（第14条の12の新設）。
- ホ. 秘密保持命令の違反罪、資料保全命令の違反罪、偽証罪等罰則を強化・補完する（案第18条の4第3項の新設等）。

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条の3の本文中「当該」を「侵害の証明又は」に、「損害額を算定する上で」を「損害額の算定に」に改める。

第14条の8から第14条の12までをそれぞれ次のように新設する。

第14条の8（専門家による事実調査）①法院は不正競争行為、第3条の2第1項若しくは第2項を違反した行為又は営業秘密侵害行為による営業上利益の侵害にかかる訴訟において侵害の証明又は損害額の算定に必要な証拠の確保のために職権又は当事者の申請により次の各号の事項を考慮して調査する証拠と関連する分野の専門家（以下、「専門家」とする）を指定し、その専門家に対し相手側当事者の事務室、工場及びその他の場所に入出入りして調査を受ける当事者等に質問をするか、若しくは、資料の閲覧・複写、装置の作動・計測・実験等必要な調査をするよう決定できる。この場合、法院は訴訟関係を明確にするか調査手続を円滑に行うために職権により、専門家を訴訟手続に参加させることができ、専門的な知識を要する訴訟手続において専門家は裁判長の許可を得て当事者、証人又は鑑定人等訴訟関係者に質問をすることができる。

1. 不正競争行為、第3条の2第1項若しくは第2項を違反した行為又は営業秘密の侵害行為の相当な可能性があるか否か
2. 調査の必要性に比べて相手側の当事者に過度な負担を与えるか否か
3. 当事者が他の手段で証拠を容易に収集できるか否か
4. 損害賠償請求が不適法であるか理由がないことが明確であるかどうか

②法院は技術の難易度・複雑性を考慮して次の各号のいずれかに該当する者のうち1名以上を第1項に基づく専門家に指定できる。

1. 「法院組織法」第54条の2・第54条の3に基づく技術審理官若しくは調査官
2. 「民事訴訟法」第164条の2に基づく専門審理委員
3. 「特許法」第154条の2に基づく専門審理委員
4. 「弁護士法」第4条に基づく弁護士の資格を有する者
5. 「弁理士法」第3条に基づく弁理士の資格を有する者
6. その他大法院規則で定める者

③法院は第1項に基づく調査の決定の前に弁論準備期日を指定して当事者及び相手側の当事者に対し技術の説明又は意見を陳述する機会を与え、必要な場合はその具体的な範囲を定めて相手側の代理人又は相手側当事者の代理人に対し専門家による調査の全部又は一部への参加を許可することができる。

④第1項に基づき指定された専門家は法院が指定した期日以内に調査結果を記載した報

告書（以下、「調査結果報告書」とする）を法院に提出しなければならない。この場合、専門家は調査により知った事実を秘密として保持しなければならない。

⑤法院は調査を受けた相手側の当事者に対し調査結果報告書を優先して閲覧させなければならない。この場合、調査を受けた相手側の当事者が訴訟の対象ではない営業秘密が調査結果報告書に含まれていることを主張する際にはその主張の当否について判断するために資料の提示を命ずることができる。

⑥法院は第5項に基づき資料の提示を命ずる場合、その資料を他の者に見せてはならない。

⑦第5項後段に基づき相手側の当事者が訴訟の対象ではない提出の対象になる資料に該当するとしても、調査結果報告書上の営業秘密を主張する内容が損害の証明又は損害額の算定に必ず必要な場合に法院は目的を超えない範囲で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定しなければならない。

⑧法院は第5項に基づく相手側の当事者の主張が妥当だと認められれば、侵害の証明若しくは損害額の算定に必ず必要ではない営業秘密に関する内容を調査結果報告書から削除して提出することを専門家に命じなければならない。この場合、法院は申請人に対しその削除の趣旨を知らせ、該当の内容に関する証拠を確保する必要性について意見を陳述する機会をも与えなければならない。

⑨当事者は第4項から第8項までに基づく手続きを経て提出された調査結果報告書を閲覧・謄写して証拠として申請することができる。但し、法院が第7項に基づき調査結果報告書を閲覧できる者を指定した場合にはその者に限り調査結果報告書を閲覧できる。

⑩第1項に基づき調査を受ける相手側の当事者は専門家が要請する資料を提供しない等、調査を拒否・妨害又は忌避してはならず、調査に誠実に協調しなければならない。この場合、相手側の当事者が第1項に基づく調査を拒否・妨害又は忌避した際には法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する相手側の主張を真実なものだと認めることができる。

⑪法院は必要な場合、第1項に基づく調査を申請した当事者に対し担保額と担保提供期間を決めて担保を提供するよう命ずることができ、当事者がそれに従わない際にはその調査申請を却下できる。この場合、その担保に関しては「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑫法院は調査の対象・方法・範囲・手続き及び期間を具体的に特定しなければならず、その他第1項に基づく調査の範囲及び手続等に必要な事項は大法院規則で定める。

⑬第1項に基づく調査は「民事訴訟法」の証拠保全手続きにも活用できる。

⑭第1項に基づく調査を命ずる法院の決定に対し異議を申し立てることができる。この場合、異議申立に関する法院の決定については独立して不服することができない。

⑮第1項に基づく調査にかかる費用は訴訟費用の一部とする。

第40条の9（専門家の除斥等）①第14条の8第2項に基づき法院により指定された専門家に

「民事訴訟法」第41条から第45条まで及び第47条を準用する。

②除斥又は忌避の申請を受けた専門家はその申請にかかる決定が確定するまでその申請のあった事件の訴訟手続きには参加することができない。この場合、専門家は当該の除斥又は忌避の申請について意見を陳述できる。

第40条の10（資料保全命令及びその効果）①法院は不正競争行為、第2条の2第1項若しくは第2項を違反した行為又は営業秘密の侵害行為による営業上利益の侵害にかかる訴訟が提起されたか、若しくは、提起されることが合理的に予想され、次の各号の事由を疎明する場合は当事者の申請により、侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を占有、管理、保管する者がそれを棄損するか、若しくは、使用できなくさせることがないよう、1年の範囲で期間を定めて資料保全を命ずることができる。法院は必要な場合、大法院規則で定めるところによりその期限を延長することができる。

1. 資料保全命令の対象になる資料を特定するに十分な事実
2. 資料保全を命じなければ申請人に回復できない損害が発生し得る恐れがあるとの事実
3. 必要な証拠を予め保全しなければその証拠を確保することが難しい事情

②当事者が第1項に基づく資料保全命令を申請する場合には次の各号の事項を明かさなければならない。

1. 資料を占有、管理、保管する者
2. 証明する事実
3. 保全しようとする資料
4. 資料保全の事由

③法院は第1項に基づく資料保全命令に先立ち、資料を占有、管理、保管する者に対し意見を陳述できる機会を与えることができる。

④法院は必要な場合、第1項の資料保全命令を申請した当事者に対し担保額と担保提供の期間を決めて担保を提供するよう命ずることができ、当事者がそれに従わない際にはその申請を却下することができる。この場合、担保に関しては「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑤資料を占有、管理又は保管する者が第1項の資料保全命令に従わない際には法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する当事者の主張を真実なものだと認めることができる。

⑥相手側の当事者は第1項の資料保全命令の対象になった資料を電子的形態で管理しており、業務上の理由等によりその資料を更新する必要がある場合、法院の許可を得てその命令が下された際の現状通りその資料の写本を作成して法院に提出後、その資料を更新することができる。

⑦資料保全を命ずる法院の裁判に対して異議を申し立てることができる。異議申立に対する法院の決定については独立して不服することができない。

⑧第1項に基づく訴訟が提起される前に資料保全命令があった後にも当事者が本案の訴を提起しない場合、法院は相手側の申請により相当な期間を決めて当事者に本案の訴を提起してそれを証明する書類を提出するよう命じなければならない。

⑨当事者が正当な事由なしに第8項に基づく法院の命令に従わない場合、法院は職権又は相手側の申請による決定で資料保全命令を取り消し、相手側に対し資料保全命令にかかる費用を負担するよう命ずることができる。

⑩第9項の決定に対して即時抗告することができる。

⑪第1項の管轄法院に関しては「民事訴訟法」第376条を準用する。

第40条の9（当事者による尋問等）①法院は不正競争行為、第3条の2第1項若しくは第2項を違反した行為又は営業秘密の侵害行為による営業上利益の侵害にかかる訴訟において当事者の申請による決定により両当事者に対し訴訟上の攻撃又は防御方法に関連する事実や資料の検証に必要な者（当事者を含む）を対象に陳述人の数、範囲、方法及び場所を決めて相互間で尋問させることができる。この場合、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 相手側の当事者に過度な負担をかけるか否か
2. 資料や当事者が主張する事実の検証又は資料の保全のために必要な事項であるか否か

②法院は第1項に基づく尋問に関連して陳述人の数、範囲、方法及び場所等を決めるために必要な場合弁論準備期日を指定することができる。

③法院は第1項に基づき両当事者に対し尋問をさせる場合、次の各号のいずれかに該当する者（以下、同条において「法院事務官等」とする）に対し陳述人による陳述を録音装置又は映像録画装置を使用して録音又は映像録画をさせなければならない。

1. 法院書記官・法院事務官・法院主事又は法院主事補
2. 「公証人法」第1条の2第1号に基づく公証人
3. 第1号又は第2号で定める者に準ずる者として第1項の尋問に関する業務を遂行する上で適合した者

④法院事務官等は陳述人に対し第1項に基づく尋問に先立ち宣誓をさせなければならない。宣誓の前に次の各号の事項について告示しなければならない。但し、特別な事由がある際には尋問後に宣誓をさせることができる。

1. 事件番号及び事件名
2. 法院事務官等の氏名
3. 宣誓の義務及び趣旨
4. 次の事項についての警告
 - イ. 当事者が陳述人の場合（法定代理人が陳述人の場合を含む。以下、同一）：嘘の陳述に対する制裁
 - ロ. 当事者ではない第三者が陳述人の場合：偽証の罪

5. その他法官が第1項の尋問に関して告示が必要だと認めた事項

⑤法院事務官等は第1項に基づく尋問の完了後、滞りなく次の各号の事項について記載された書面である陳述手続要約書を作成して法院に提出しなければならない。

1. 事件の表示
2. 法院事務官等の氏名
3. 出席した当事者・代理人・通訳と、出席しなかった当事者の氏名
4. 尋問の期日及び場所
5. 陳述人の個人情報
6. 尋問の内容、方法及び手続に関する当事者の異議の要旨
7. 陳述拒否及び宣誓拒否があった際にはその内容の要旨
8. 宣誓をさせてなく、当事者ではない陳述人を尋問した場合はその要旨
9. その他尋問の進行経過を確認するために必要な事項

⑥第1項に基づく尋問の進行中、尋問の内容、方法及び手続等に関して異議のある当事者は異議内容を明確に陳述する方法で異議を申し立てることができ、法院事務官等はその異議の要旨について陳述手続要約書に記載しなければならない。相手側が相当ではない方法で陳述人又は当事者をいじめるか陳述を強要する際には陳述人又は当事者は法院に対し尋問手続の終了又は中止を申請することができ、それに対する決定があるまで尋問は中止される。

⑦両当事者は第3項に基づき録音又は映像録画された陳述人に対する尋問内容の中で必要な部分を特定して録音物又は映像録画物とそれに関する録取書を証拠として提出することができる。法院は必要だと認める場合には、当事者に尋問の内容全体を記録した録音物又は映像録画物とそれに関する録取書を提出するよう命ずることができる。

⑧両当事者の中で片方が第1項に基づく尋問手続を妨害した際には法院は職権又は当事者の申請により次の各号のうち一つ以上の制裁を科すことができる。

1. 陳述人が陳述する内容に対する相手側の当事者の主張を真実なものだと認めること
2. 陳述人が陳述する内容について具体的に主張することが顕著に困難であり、陳述人により証明する事実について他の証拠で証明することを期待することが難しい事情を疎明した場合には証明する事実に関する相手側の当事者による主張を真実なものだと認めること
3. 敗訴判決
4. 訴訟費用の全部又は一部の負担
5. 1千万ウォン以下の過料の賦課

⑨同法に特別な規定がある場合を除き、当事者ではない陳述人を第1項に基づき尋問する場合には「民事訴訟法」第303条から第309条まで、第311条、第312条、第314条、第315条、第321条から第324条まで、第327条第1項、第327条の2及び第328条の規定を、当

事者である陳述人を第1項に基づき尋問する場合には第309条、第321条、第322条、第327条第1項、第327条の2、第369条及び第370条の規定を準用する。

⑩当事者ではない陳述人が陳述を拒否又は宣誓を拒否する場合、陳述人は拒否する理由を疎明しなければならない。この場合、当事者は法院に陳述拒否又は宣誓拒否に関する裁判を申請することができ、この裁判に関しては「民事訴訟法」第317条及び第318条を準用する。

⑪第4項により宣誓した当事者ではない陳述人は「刑法」第152条、第153条及び第155条の適用を受ける証人とする。

⑫第1項に基づく尋問に関してその他必要な事項は大法院規則で定める。

第40条の10（弁護士を選任命令）①法院は第14条の11第1項に基づく尋問の円滑な進行のために当事者が弁護士を訴訟代理人に選任する必要性が認められる場合、その当事者に期間を決めて弁護士を選任するよう命ずることができる。

②法院は当事者が第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、決められた期間内に弁護士を選任しない場合は第14条の11第1項に基づく尋問を認める決定を取り消すことができる。

③法院は第14条の11第1項に基づく申請の相手側の当事者が第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、正当な事由なしにそれに応じず、第14条の11第1項に基づく尋問が実施されなかった場合、第14条の11第8項に基づく制裁を科すことができる。

第17条の3の中「第17条第3項に基づく支援業務に従事する」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「第127条及び第129条から」を「第129条から」に、「規定に基づく罰則の適用において」を「規定及び『公職者の利害衝突防止法』の規定を適用する際には」に改め、同条に各号を次のように新設する。

1. 第14条の8第2項に基づき指定された専門家の中で公務員ではない者
2. 第14条の11第3項に基づき陳述人による陳述を調書に記載する者の中で公務員ではない者
3. 第17条第3項に基づく支援業務に従事する者

第18条の4に第3項を次のように新設する。

③第14条の8第4項後段を違反して秘密を漏洩した者は5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

第18条の6及び第18条の7をそれぞれ次のように新設する。

第18条の6（資料保全命令の違反罪）第14条の10第1項に基づく資料保全命令を違反して資料を故意に棄損するか使用できなくした者は5年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

第18条の7（偽証罪）①同法に基づき宣誓した証人、鑑定人又は通訳が法院で嘘の陳述・鑑定又は通訳をした場合には5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処し、同法に基づき宣誓した当事者ではない陳述人が嘘の陳述をした場合には5年以下の懲役又

は1千万ウォン以下の罰金に処する。

②第1項に基づく罪を犯した者が事件の裁判が確定する前に自首した場合にはその刑を減軽又は免除することができる。

第20条第2項を次のように改め、同条に第6項を次のように新設する。

②正当な理由なしに第14条の8第10項を違反して調査を拒否・妨害又は忌避する場合は法院は決定により次の各号の区分に基づく金額の過料を科す。

1. 法人の場合：1億ウォン以下
2. 法人の役員・従業員とその他利害関係人の場合：5千万ウォン以下

⑥第1項に基づく過料は大統領令で定めるところにより、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が賦課・徴収し、第2項に基づく過料は大統領令で定めるところにより、法院が賦課・徴収する。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（訴訟に関する適用例） 第14条の3及び第14条の8から第14条の12までの改正規定は同法施行以降提起される訴訟に適用する。

1-4 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2210943）

議案情報システム（2025. 6. 19.）

議案番号：2210943

提案日：2025年6月19日

提案者：クォン・ヒャンヨプ議員（共に民主党）外10人

提案理由及び主要内容

現行法では、国家コア技術を保有する対象機関が海外買収・合併、合弁投資等外国人投資を進める場合には事前に産業通商資源部長官から承認を受けるよう定めている。

しかし、最近、国内法人だが外国籍の個人等が支配的な影響力を行使する法人により買収・合併を行う場合、それが外国人投資に該当するか否かについて賛否議論があり、技術覇権競争の深刻化や買収・合併の方式の多変化等を考慮して、そのような国内法人についても外国人とみなして外国人投資の承認を受けるようにすることで、国家・経済安保の強化を図る必要があるとの意見が提起されている。

従って、「外国籍の個人等が支配的な影響力を行使する国内法人」をも外国人に含め、施行令で定める外国人投資の範囲を法律上で広げて定めることで、外国資本による国家

コア技術の侵奪を未然に防ぐ目的である（案第11条の2等）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項の中「大統領令で定める」を「次の各号のいずれかに該当する外国人による」に改め、同項に各号を次のように新設し、同条第2項の中「大統領令で定める外国人（以下、同条において「外国人」とする）に」を「外国人に」に改める。

1. 大韓民国の国籍を有しない個人
2. 外国の法律に基づいて設立された法人
3. 大統領令で定める国際機構及び外国機関
4. 第1号から第3号までのいずれかに該当する者が支配的な影響力を行使する法人として大統領令で定める国内法人

法律第20694号 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案において第11条の4を次のように新設する。

第11条の4（海外買収・合併等の範囲） 第11条の2第1項に基づく海外買収・合併等の範囲は次の各号の通りである。

1. 外国人が単独で又は次の各目に該当する者の分と合算して国家コア技術を保有する対象機関の株又は持分（将来に株又は持分に転換するか、株又は持分を引き受ける権利を含む。以下、同条において「株等」とする）を100分の50以上保有しようとする場合（100分の50未満を保有しようとする場合であって株等の最多保有者となり、保有機関の役員を選定や経営に支配的な影響力を行使できるようになった場合を含む）
 - イ. 外国人の配偶者、8新等以内の血族、4新等以内の親族
 - ロ. 外国人が単独で又は主要株主や主要持分権者との契約又は合意により組織変更又は新規事業への投資等、主な意思決定や業務執行に支配的な影響力を行使できる会社
 - ハ. 外国人が単独で又は主要株主や主要持分権者との契約又は合意により代表者を任免するか、役員100分の50以上を選任することができる会社
2. 外国人が国家コア技術を保有する対象機関の営業の全部又は主要部分の譲受・賃借又は経営の受任方式で保有機関を営もうとする場合
3. 外国人が国家コア技術を保有する対象機関に資金を貸与するか出捐することにより過半数以上の役員を選任に支配的な影響力を行使できるようになった場合

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（国家コア技術を保有する対象機関の海外買収・合併等に関する適用例） 第11条の2の改正規定は同法施行以降産業通商資源部長官に海外買収・合併等の承認申請又は申告をした場合に適用する。

1－5 【立法予告】「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案（特許庁公告第2025－165号）

電子官報（2025.6.24.）

特許庁公告第2025-165号

「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2025年6月24日

特許庁長

「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許庁に総額人件費制を活用して設置したアイデア経済革新チームの存続期限と総額人件費制を活用して職級を引き上げた特許庁の定員（5級26名）の存続期限を2025年7月13日までから2027年7月13日までにそれぞれ2年延長する目的である。

2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は2025年7月1日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（宛先：革新行政担当官）に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟特許庁革新行政担当官（〒35208）

電子郵便：kkh9012@korea.kr

Fax：（042）472-3504

3. その他事項

その他詳細については特許庁ウェブサイト（<https://www.kipo.go.kr>）「冊子/統計＞法令及び条約＞立法予告」をご参照ください。または、特許庁革新行政担当官室（電話：（042）481-5054）にお問い合わせください。

1-6 【立法予告】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令の一部改正令案
（産業通商資源部公告第 2025-463 号）

電子官報（2025. 6. 26.）

産業通商資源部公告第 2025-463 号

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令」を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 6 月 26 日

産業通商資源部長官

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

国家コア技術等産業技術を体系的に管理するために国家コア技術保有確認制及び保有機関登録制を導入し、産業技術保護委員会による支援を強化するために技術安保センターを指定し、技術保護にかかる勧告事項を履行しなかった場合に措置命令を下すことができるようにし、措置命令を履行しなかった場合には過料を科すようにする一方、不法な海外買収・合併等に対する中止・禁止・原状回復命令を履行しなかった場合に履行強制金を科すようにする等を主要内容に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」が改正（2025 年 1 月 21 日、法律第 20694 号）されることにより、同法に委任した事項とその施行に関して必要な事項を定める目的である。

並びに、技術審査にかかる期限を新設して予測可能性を高め、アンケート調査の施行周期アンケート調査の実施周期及び現場訪問による実態調査時に事前通報する事項を設け

る一方、書類補完への要請にかかる根拠を設ける等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

2. 再立法予告の事由

以前出された立法予告（2025. 04. 01. ～05. 12）の制定案の中で可読性を高めるために見直した本文の移動及び文言、表現の変更事項、履行強制金の賦課基準等を知らせるためである。

3. 主要内容

イ. 国家コア技術保有機関の登録手続き（案第 13 条の 3 の新設）

国家コア技術保有機関に登録しようとする者は国家コア技術保有機関の登録申請書に国家コア技術の該当判定又は国家先端戦略技術の該当判定を受けたか、国家コア技術を移転され国家コア技術について実質的な権利を有することを証明する書類等を添付して産業通商資源部長官に提出する。

ロ. 国家コア技術の輸出手続きの一部の免除基準（案第 18 条の 2 の新設）

産業通商資源部長官は国家コア技術を保有する対象機関が輸出の承認を受けたか申告をして輸出した国家コア技術を再度輸出する場合、輸出対象である外国企業が対象機関の子会社であるか対象機関が他の国家コア技術を輸出した企業である場合等に該当する場合には、産業技術保護委員会による審議又は分野別専門委員会による検討手続きを免除できるようにする。

ハ. 海外買収・合併の中止等措置命令を履行しなかったことに対する履行強制金の賦課基準（案第 18 条の 9 及び別表 1 の新設）

海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等の措置命令を受けた後期間内にその措置命令を履行しなかった者に対する 1 日当たり履行強制金の賦課金額を海外買収・合併等の金額が 1 兆ウォンを超える場合には 1 千万ウォンで定める等海外買収・合併等の金額を基準に履行強制金の賦課基準を定める。

4. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2025 年 6 月 30 日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を産業通商資源部長官に提出してください。

イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）

ロ. 氏名（機関・団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

◇住所：（30118）世宗特別自治市ハンヌリ大路 402 政府世宗庁舎

産業通商資源部技術安保課カン・ジョンウン事務官宛

電子郵便：ii032740@korea.kr

5. その他事項

改正案に関する詳細は、産業通商資源部技術安保課（電話：(044)203-4854）にお問い合わせください。

1 - 7 【法案提出】技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2211169）

議案情報システム（2025. 6. 30.）

議案番号：2211169

提案日：2025年6月30日

提案者：パク・ソンミン議員（国民の力）外10人

提案理由及び主要内容

現行法では、公共研究機関が保有する技術の事業化を促進するために公共研究機関先端技術持株会社（以下、「技術持株会社」とする）に関する規定を定めているが、設立及び運営にかかる要件が比較的に厳しいため、これまで技術持株会社の実績がない現状である。

また、公共研究機関が公共技術の移転・事業化を積極的に推進する支援策が不十分であり、公共研究開発の成果にかかる通常実施の原則等により民間企業からの投資を促すことが難しいという問題が現れている。

従って、技術持株会社に関して設立要件の緩和、保有技術の制限の廃止、業務範囲の拡大等により、技術持株会社を活性化する一方、公共研究開発の成果にかかる通常実施の原則の廃止、及び、事業化への支援費用の受取等、現行制度の運営上現れた不備を改善することで、技術移転・事業化を促進する目的である（案第2条、第21条の3及び第21条の4等）。

法律第 号

技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部改正法律案

技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第10号本文の中「公共研究機関先端技術持株会社」を「公共研究機関技術持株会社」

に改める。

第11条第4項を第5項に改め、同条に第4項を次のように新設する。

④第1項にもかかわらず、当該の公共研究機関が設立した次の各号のいずれかに該当する機関が技術移転・事業化にかかる業務を遂行する際には、専担組織を設置しなくても構わない。この場合、次の各号の機関を専担組織とみなす。

1. 技術持株会社
2. 「ベンチャー企業育成に関する特別法」第11条の2に基づく新技術創業専門会社
3. 「産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律」第2条第8号に基づく産学研協力技術持株会社
4. 「産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律」第25条に基づく産学協力団

第21条の3第2項第4号を削除し、同条第4項前段の中「100分の50」を「100分の30」に改め、同条に第7項を次のように新設する。

⑦国家、地方自治団体及び公共機関は公共研究機関が設立するか、設立しようとする技術持株会社に出資することができる。

第21条の4第2項の本文の中「100分の20」を「100分の10」に改め、「保有しなければならない」を「取得しなければならない」に改める。

第21条の5第1号の中「技術移転・事業化」を「技術又は第3の会社、若しくは、機関・団体から委託された技術の移転・事業化」に改め、同条第6号を第7号にし、同条第6号を次のように新設し、同条第7号（従前の第6号）の中「第5号までの規定」を「第6号まで」に改める。

6. 第3の会社、若しくは、機関・団体から技術移転・事業化に関連して委託された業務第24条第4項の前段の中「企業」を「譲渡や専用実施権又は通常実施権の許諾等により企業」に改め、同項の後段の中「できる」を「でき、公共技術にかかる事業化を支援した際には事業化の支援にかかる費用を受け取ることができる」に改め、同条第5項から第7項までをそれぞれ第6項から第8項までにし、同条に第5項を次のように新設し、同条第8項（従前の第7項）の中「手続き・条件及び技術料の徴収、第5項」を「手続き・条件、技術料の徴収及び事業化への支援費用の受取、第6項」に、「第6項」を「第7項」に改める。

⑤第4項の後段に基づく技術料及び事業化への支援費用は現金、手形、株、債券又は株式買収選択権等の手段により納付させるか受け取ることができる。

第35条の2第2項第1号を削除し、同項第2号の中「組織及び技術能力」を「組織、技術能力及び資本金」に改める。

第35条の7第1項各号外の部分の但し書の中「第3号」を「第5号」に改め、同項第4号から第7号までをそれぞれ第8号から第11号までに改め、同項に第4号から第7号までをそれぞれ次のように新設する。

4. 自ら許可の取り消しを希望する場合
5. 廃業等により技術信託管理業を続けられなくなった場合

6. 許可を受けた後2年間技術信託管理の実績がない場合
7. 第35条の2第1項に基づく許可要件に満たさない場合

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、韓国フィンテック産業協会と政策懇談会を実施

韓国特許庁（2025. 6. 16.）

フィンテック分野で名品特許の確保に向け産業動向や強い特許権について議論

韓国特許庁は、韓国フィンテック産業協会とともに6月13日金曜日、ソウルフィンテックラボ（ソウル市永登浦（ヨンドンポ）区）にて韓国フィンテック企業の発展や海外進出への支援に向けた政策懇談会を開いた。

懇談会は、デジタル金融においてイノベーションをリードするフィンテック企業が知財の活用力を高め、韓国企業が世界市場で注目を受ける「名品特許」を確保できるよう支援するために行われた。また、フィンテック産業において世界の特許ビッグデータの分析結果について共有し、特許庁側は海外で特許権を早期に確保できる制度や事業を紹介する時間を設けた。

特許庁とフィンテック企業は、海外における特許件確保への支援拡大、産業財産権を活用した新産業の創出、量子技術基盤セキュリティ技術にかかる特許権の確保への支援などについて話し合った。

特許庁長は「知財は技術力を有する企業にとって国内外市場での成長を左右するカギとなる」とし、「韓国のフィンテック企業が有する革新的な技術が海外でも強い権利として評価され、事業化や投資誘致、海外進出にも有効活用できる名品特許になるよう特許庁が手厚くサポートしていく」と述べた。

2-2 特許審判院、小学生向け「進路体験教室」を実施

韓国特許庁 (2025. 6. 16.)

模擬裁判を体験し、知財専門家になる夢を育む！

韓国特許庁の特許審判院は 6 月 13 日金曜日、政府大田（テジョン）庁舎（大田市西区）にて聖母（ソンモ）小学校の児童を対象に「進路体験教室」を開くと発表した。

今回の体験教室は、約 100 人の児童が特許審判院を見学し、審判の流れや知財について学ぶ機会を与えることで、知財分野への進路を考えてみる時間を設けるためである。体験教室では、特許審判の理解、模擬口頭審理、審判官との会話、審判廷・発明者の殿堂の見学などを実施する考えだ。

とりわけ、「模擬口頭審理」では参加児童が自ら審判官や弁理士などの仕事を体験できるよう模擬裁判を開く考えだ。これにより、特許紛争を解決する専門家の役割や重要性について理解を広げることができると期待される。

特許審判院長は「今回の体験教室が多くの児童に知財権や特許審判制度への関心を高めてもらい、特許分野の未来人材へと成長するきっかけになることを願う」と述べた。

2-3 韓国特許庁、東ティモール特許庁設置を支援する

韓国特許庁 (2025. 6. 17.)

WIPO 韓国信託基金で海外庁の設立を支援する初事例…ASEAN・中東アジアなどに K-知財モデルを普及する

韓国の知財制度モデルを基に「東ティモール特許庁」の設置を支援する事業が始まり、知財強国としての韓国のプレゼンスを向上させる。韓国特許庁は 6 月 17 日火曜日から 20 日金曜日まで、国際知識財産研修院（大田市儒城（ユソン）区）にて東ティモール通商産業省「特許庁設置準備チーム」を対象に特許庁の設置や運営に関する教育を実施すると発表した。

2022 年 11 月の ASEAN※首脳会議において ASEAN への原則加盟が認められた東ティモールは昨今、特許庁の設立に取り掛かり、先進的な知財モデルを有する韓国と WIPO に支援を求めた。それに応じて韓国特許庁と WIPO は韓国信託基金※※を活用して特許庁の設置に必要な経験やノウハウを支援することにした。今回の事業は WIPO 韓国信託基金で海外庁

の設立を支援する初事例であり、非常に意義のある取り組みである。

※東南アジア諸国連合（ASEAN、Association of Southeast Asian Nations）：インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、カンボジア、ブルネイ、ラオス

※※WIPO 韓国信託基金：2004年設立以降、約190億ウォンの資金を供与、青少年・女性・中小企業などを対象に知財能力強化事業や開発途上国向け知財政策のコンサルティングなどを支援

今回の教育では、特許庁のビジョンや戦略の確立、組織・人事・法律などインフラの構築、特許・商標・意匠の出願・審査・登録など特許庁業務の全般にわたって韓国特許庁が築いてきた経験やノウハウを共有する。これを皮切りに今後、ロードマップの策定、審査官の育成など詳細に課題に関する支援を続けていく計画だ。

特許庁は今回の事業を機に、韓国の先進的な知財モデルを ASEAN、中東アジアなどに普及させる方針だ。とりわけ、東南アジア諸国は韓国にとって貿易規模が3番目（2024年時点、韓国貿易協会）に大きな地域であり、最近では現地でK-ブランドの模倣品が急増している。特許庁は今年9月韓国で開かれる第8次「韓国 - ASEAN 特許庁長官会合」において ASEAN 加盟国との協力を強化し、韓国の先進的な知財システムを積極的に普及させ、現地で韓国企業の知財権が有効に活用・保護されるよう支援する計画だ。

特許庁長は「東ティモール特許庁設置への支援は、韓国の先進的な知財システムを ASEAN 加盟国などに伝える良いきっかけになると思う」とし、「今後も特許庁は二国間・多国間の協力により海外に進出する韓国企業に友好的な知財環境づくりに取り組んでいく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、「特許庁 - 忠南大 - 地域企業連携 IP 進路フォーラム」を開催

韓国特許庁（2025.6.18.）

若い世代の知財分野での就職・起業を支えるために産学連携を図る！

韓国特許庁と忠南（チュンナム）大学は6月18日水曜日、忠南大学融合教育革新センター（大田（テジョン）市儒城（ユソン）区）にて「特許庁 - 忠南大 - 地域企業連携知的財産（IP）進路フォーラム」を開いた。

今回のイベントは積極的な行政活動の一環として忠南大学 IP 重点大学※の在学学生を対象に知財分野での進路支援や同地域所在の企業との知財教育への協力を高めるために行わ

れた。

※（事業概要）国家戦略技術・地域主力産業に特化した知財専門人材の育成に向け地域ごとに IP 重点大学を指定し知財学位コース運営、教員向け教育、知財教育コンテンツの開発などを支援

（運営状況）全国 9 つの大学を指定（慶尚（キョンサン）国立大学、全南（チョンナム）大学、忠北（チュンブク）大学、忠南（チュンナム）大学、慶北（キョンブク）大学、江原（カンウォン）大学、釜山（プサン）大学、全北（チョンブク）大学、済州（チェジュン）大学）

イベントでは、「知財進路フォーラム」と「特許庁 - 忠南大 - 地域企業間の IP 教育協力に向けた懇談会」が行われる。

「知財進路フォーラム」では、同大学における知財分野での就職・進学・起業の優秀な事例について発表し、知財分野に興味のある学生が発表者と質疑応答を行った。

「特許庁 - 忠南大 - 地域企業間の IP 教育協力に向けた懇談会」では、同地域所在企業※の関係者約 10 名と共に、企業向け知財教育プログラムの開発、産学連携型知財実習プログラムの運営など地域における知財教育エコシステムの活性化を図るための方策について議論した。

※（株）バイオニア、（株）プラズマップ、（株）カーボエキスパート、（株）セルアイコンラボ、（株）ラスカー、（株）ソンジン SE、（株）リターノール、（株）ジェイエルエネルギー、（株）AIMZ メディア、（株）アイデンティン

特許庁長は「忠南大学は大田地域の知財教育の拠点として役割を果たしており、今回のフォーラムは地域の未来をけん引する知財人材の育成に向け政府 - 大学 - 企業が一堂に会する協力の場である」とし、「今後も特許庁は地域における知財競争力の強化や人材育成に向け手厚く支援していく」と述べた。

2-5 韓国特許庁、新人公務員からなる「第 7 期政府革新アベンジャーズ」の研究プログラムを実施

韓国特許庁（2025. 6. 18.）

2 泊 3 日の現場疎通型研修を通じて組織風土の改善や政策能力の強化を図る

韓国特許庁は、6 月 18 日水曜日から 20 日金曜日まで釜山（プサン）周辺で創意的な組織風土づくりや政策アイデアの提案に向けた「第 7 期政府革新アベンジャーズ※」の現場研

修プログラム」を行うと発表した。

※2019年から各政府機関内で自主的に行うジュニアボード

政府革新の一環として行われる今回のプログラムは、特許庁の新人公務員 20 名からなる第 7 期政府革新アベンジャーズの発足（2025 年 5 月）以降初めての公式活動であり、普段の仕事場から離れた新しい勤務先で新人公務員が集まり、創意的かつ革新的なアイデアを提案し、政策能力を強化する時間を設けるために行われた。

18 日には組織風土の改善や働き方改革で優秀な成果を上げた自治体や公共機関を訪問する予定だ。訪問先は、青年理事会を中心に風通しの良い組織体系をつくる「技術保証基金」、AI プロンプト教育やデジタル協カツールの活用方法などを導入し業務の効率を高める「釜山（プサン）広域市沙下（サハ）区」、清廉クッキーの配布イベントなど清廉文化づくりの拡散を率いる「韓国資産管理公社」などがある。

19 日から 20 日には現場で学習した内容を基に革新的なアイデアを企画・具体化する作業に入る。分科別のディスカッション、アイデア企画により特許庁に採用可能な課題を提案し、それを具体化して詳細な政策提案書を作成するなど実務に連携した活動を行う。これらの政策は今後所管部処との協議を経て特許行政業務に導入する方針だ。

今回のプログラムは、スマートワークセンターなどリモートワークができるインフラを構築して本来の業務ができる環境を提供することで、参加者に業務への負担を減らし、各公務員が所属する部署への負担も最小限に抑えた。

特許庁の企画調整官は「特許庁の政府革新アベンジャーズは、若手職員がネットワークをつくるレベルを超えて、政策の提案や組織風土の改革などに関わる主体として成長する機会である」とし、「若手職員が現場中心の学習や自律的な活動により特許行政の未来をリードできるよう積極的に支援する」と述べた。

2-6 韓国特許庁、名品特許確保に向けシステム半導体企業を訪問

韓国特許庁（2025. 6. 19.）

LX セミコンと懇談会を実施

韓国特許庁は 6 月 19 日木曜日、LX セミコン良才（ヤンジエ）事業所（ソウル市瑞草（ソチョ）区）にて半導体産業界の知財競争力の強化に向けた懇談会を開いたと発表した。

今回の懇談会は、システム半導体設計分野の技術をリードする LX セミコンを訪問し、半導体産業から知財権に関する建議事項を聞くために行われた。

懇談会では、システム半導体設計分野における今後のビジョンや産業動向などについて共有し、技術・知財に関する懸案や悩みについて意見を交わした。

特許庁長は「システム半導体分野で競争力を高めるために特許庁は同分野において設計技術専門の審査官を増員するなど、迅速かつ正確な審査サービスを提供している」とし、「今後もシステム半導体産業界と緊密な意思疎通を図り、企業の声を政策や審査実務に積極的に反映して韓国企業がシステム半導体設計分野で名品特許を確保できるよう取り組む」と述べた。

2-7 韓国特許庁、「2025 年上半期国際出願説明会」を開催

韓国特許庁 (2025. 6. 23.)

世界市場をリードする！WIPO と共催で PCT 制度について詳しく解説

韓国特許庁は 6 月 25 日水曜日、大韓弁理士会（ソウル市瑞草（ソチョ）区）研修講堂にて国際出願に関心のある個人、企業の知財担当者、特許事務所の関係者などを対象に「2025 年上半期国際出願説明会」を開くと発表した。

2024 年韓国の国際出願（PCT）※件数が 5 年連続世界 4 位※※を占めている中で開かれる今回の説明会は、海外に進出しているか進出予定の韓国企業が海外で知財権を円滑に確保できるよう支援するために、積極的な行政活動の一環として行われた。

※PCT (Patent Cooperation Treaty) : 特許協力条約のことで、条約を締結した加盟国の中では一つの出願願書を提出することによって PCT 加盟国に同時に出願した効果を与える制度

※※1 位中国、2 位米国、3 位日本、4 位韓国、5 位ドイツ

説明会は特許庁と世界知的所有権機関（WIPO）の共催で、PCT 国際出願動向の紹介や ePCT ※の利用方法、方式審査の実務事例、手数料の納付方法などすべてのプロセスにわたって体系的に解説する考えだ。

※ePCT : WIPO が提供する PCT 国際出願の電子サービス

説明会は、オンラインツール（ZOOM）を使って WIPO の専門家が PCT 改正動向※、ePCT の利用方法について説明し、会場現場で特許庁の担当者が PCT における方式審査の事例、手

数料の納付方法について紹介し、その後質疑応答を含め2時間行われる予定だ。

※願書など書類提出にかかる規則の改正など、2025年7月1日付PCT規則の変更事項

特許庁の産業財産国際出願課長は「世界的に技術競争が激化する中で、韓国企業の海外進出を支えるために海外現地での知財権確保はもはや選択ではなく必須的な戦略になっている」とし、「特許庁はユーザーがより簡単かつ便利に海外で知財権を確保できるよう国際出願情報を引き続き提供していく」と述べた。

説明会の詳細については、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) のお知らせ、または、特許庁産業財産国際出願課（電話：042-481-5209）にて確認できる。

2-8 韓国特許庁、「標準必須特許の戦略拡散カンファレンス」を開催

韓国特許庁（2025.6.26.）

研究開発 - 標準化 - 特許という三角連携により技術革新を図る！

韓国特許庁は6月26日木曜日、ソフィテルアンバサダーソウル（ソウル市松坡（ソンパ）区）グランドボールルームバンドームにて「標準必須特許※戦略拡散カンファレンス」を開いたと発表した。

※標準化機構が指定した標準技術を含む特許で、当該特許は関連製品の生産に必ず採用される

今回のイベントは、特許庁による標準必須特許の創出支援事業※の優秀な事例や、標準必須特許関連企業・機関による研究開発 - 標準 - 特許の連携戦略※※などを共有して韓国の産学研における標準必須特許への認識向上や能力強化を図るためである。

※標準必須特許にかかる研究開発や標準化を進める産学研における標準必須特許の創出・活用などを支援する事業

※※研究開発により優秀な特許技術を創出し、これを国際標準に反映させて標準必須特許を確保する戦略

カンファレンスのはじめには、特許庁が行う標準必須特許創出支援事業に参加して優秀な成果を上げた参加機関への授賞式が行われた。優秀な参加機関に、カチョン大学ソン・ヒョクミン教授の研究室（産業通商資源部長官賞）、韓国電子技術研究院（特許庁長）、（株）イーストーム（特許庁長賞）が選ばれた。

続いて、6G、AIoT など主要分野における標準化・標準必須特許の動向や戦略、創出支援

事業における優秀な支援事例、標準必須特許を活用した収益化の方策、標準必須特許をめぐる紛争解決の方策など、標準必須特許の創出・活動・保護の全般にわたって各分野の専門家が発表を行った。

特許庁長は「一つの先端技術が国の成敗のカギを握る、技政学時代において主要国は覇権争いの戦略手段として技術標準と標準必須特許を積極的に活用する傾向にある」とし、「特許庁も国の競争力の強化に向け引き続き努力し、大韓民国の『真の成長』の基盤づくりに向け取り組む」と述べた。

2-9 特許審判院、「審判－調停連携制度」により半導体特許紛争を解決

韓国特許庁（2025. 6. 26.）

紛争より共生を選んだ中小企業の事例、今後も協力関係の強化へ

韓国特許庁の特許審判院は、半導体装備分野の国内企業間での特許無効審判事件が調停によって当事者間で迅速な合意を通じて事件を終結させたと発表した。

調停：裁判外紛争解決手続き（ADR、Alternative Dispute Resolution）の一つであり、第三者である調停人により解決を図るもので、調停成立時は裁判上の和解といった効力がある

知財権の紛争は審判・訴訟手続きによって解決することが一般的だが、紛争解決に長時間や高額のコストがかかるデメリットがある。また、審判・訴訟は勝訴・敗訴といった結果になるため、紛争終結後に当事者間で協力を図ることは難しいという。

このような点からこれまでは商標・意匠分野を中心に審判－調停連携制度を施行してきたが、今年特許分野においても同制度を活性化するための制度や手続きを設け、今回韓国の半導体企業間での特許紛争を解決したのが初事例となった。

審判－調停連携制度：審判長が審判手続きより調停による解決が適合していると判断した審判事件について量当事者から同意を得て産業財産権紛争調停委員会による調停手続きに回付する制度。この場合に限って審判長と審判官が調停委員として参加し、調停期間は最長6月以内で、別途費用はかからない。

審判院は、半導体装備にかかる特許について無効理由を判断するに先立ち、紛争の原因を把握した上で対立が高まる前に調停手続きを活用することをすすめた。この意見に両社

が同意して当該事件は調停手続きに回付（2025年3月10日）され、審判官が直接参加する調停部が迅速に構成された。両側は2回にわたる調停会議（2025年4月～5月）と複数回の協議を経て当該特許権を共有することで合意し、3か月で調停成立・事件終結（2025年6月10日）という結果となった。さらに、両社は納品など協力契約を再開し、今後共同で技術開発を進めることで合意した。

今回の事例は、単なる紛争解決ではなく両当事者間で協力関係を回復させる成果となった。とりわけ、世界的に技術開発競争が激しい半導体分野で、国内企業同士で力を合わせて韓国の半導体技術の優位を確保し、産業の競争力強化に寄与する事例だと評価できる。

今回、調停制度を利用した企業の代表は「審判部から調停制度を利用するよう推奨されなかったら、紛争が長く続いて経営にも大きな負担になっていたと思う」とし、「調停手続きにより紛争を迅速に解決し、両社が協力関係を回復させることができた。調停部に大変感謝する」と感想を述べた。

特許審判院長は「今回の事件は『審判 - 調停連携制度』が紛争の有効な解決手段の一つになることを証明した事例だと思う」とし、「今後も調停制度の方が適合している事件の場合は知財紛争を迅速かつ柔軟に対応して企業間の共生を図れるよう努力する」と述べた。

2-10 光復80年・発明の日60周年記念「独立と発明」企画展が開催

韓国特許庁（2025.6.30.）

特許庁と大韓民国歴史博物館が発明と歴史の大事さを伝える！

韓国人特許権者第一号チョン・インホ先生の発明「馬の尾の毛で作った帽子」、米国特許出願第一号韓国人クォン・ドイン先生の発明「竹のカーテン」が大韓民国歴史博物館で展示される。韓国特許庁は、光復80年、および、発明の日60周年を記念して6月30日月曜日から8月31日日曜日まで、大韓民国歴史博物館（ソウル市鐘路（チョンノ）区）にて独立有功発明者を敬い、その業績を称えるために「独立と発明」企画展を開くと発表した。

今回の展示は今年5月15日、政府大田（テジョン）庁舎1階「発明人の殿堂」にて開幕され、発明を通して祖国の独立に献身されてきた独立発明者の話が多くの来場者の心を響かせて好評を受けた。より多くの国民にその思いを伝えるために、大韓民国歴史博物館での巡回展が企画された。

大韓民国歴史博物館は、韓国の近・現代歴史が一目でわかる、ソウルを代表する展示館で中心地の光化門(クァンファムン)に位置し、一年中多くの国内・外国人来場客が訪れる。今回の展示は、「発明」が単なる技術革新を図るツールを超えて、日本統治時代において独立運動の手段として活用されたことを振り返り、歴史と発明を結びつく新しい観点を来場客に提示するという意味がある。

展示で紹介する人物は、「馬の尾の毛で作った帽子」を発明して韓国人初の特許権者になったチョン・インホ先生、ハワイで発明した「竹のカーテン」で事業を興し、そこから集めた資金で独立運動を支援したクォン・ドイン先生、もち米飴を開発したカン・ヨンスン先生、生活の中で発明と文章で朝鮮の独立を叫び続けてきたチャン・ヨンソン先生、釣台を発明したパク・ヨンロ先生など、独立有功発明者 5 名である。展示では先祖の歩みと主要発明品が紹介され、その当時の歴史がわかる貴重な場になると思われる。

キム・ワンギ特許庁長は「光復 80 年、および、発明の日 60 周年を迎える今年、今回の展示は発明という創意的な活動が独立運動という歴史とどのように深く結びついているのかがわかる、非常に意義のある企画だと思う」とし、「多くの来場客が過去を振り返り、未来を想像する大事な体験の場になることを期待する」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁商標警察、79 億ウォン相当の化粧品模倣品を流出した販売業者を摘発

韓国特許庁 (2025. 6. 19.)

美容効果のない「真水」といえる化粧品の模倣品を正規価格の 3 分の 1 で販売して消費者をだました

韓国特許庁の商標特別司法警察 (以下、「商標警察」) は 19 日、化粧品の模倣品を流出して商標法を違反した疑いで卸売業者 A 氏 (42 歳) など 4 名を検察に送致したと発表した。

商標警察によると、A 氏などは 2023 年 4 月から 2024 年 3 月まで、SK-II、キーエル、エスティローダーなど有名な海外ブランドの化粧品模倣品を並行輸入した製品だとだまして約 8 万 7,000 点 (正規品価格 79 億ウォン相当) を韓国国内に流通した疑いがある。被疑者らは化粧品の模倣品を販売する犯罪で総額 21 億ウォン相当の収益を上げたことがわかった。

【流通業者、テレビショッピングなどいろいろなルートで化粧品の模倣品を流通】

被疑者らは流通業者、テレビショッピング関係会社などいろいろなルートで化粧品の模倣品を販売していたことがわかった。彼らは化粧品を専門に取り扱う流通業差でさえ模倣品を見極めることが難しいほど、容器やラベル、包装などが巧妙につくられた製品で消費者をだました。

とりわけ、模倣品を正規品だとだまされて受け取った流通業者がこれらの製品を海外に輸出しようとしたところ、商標警察に発覚され約 6,000 点の模倣品(正規品価格 5 億 6,000 万ウォン相当)に対し押収措置(2024 年 3 月)がとられた。

被疑者らがテレビショッピング関係会社を通して模倣品を納品しようとしたことも明らかになった。商標警察は彼らがテレビショッピングへの納品用として京畿道(キョンギド)周辺の倉庫に保管していた模倣品約 4 万点(正規品価格 14 億ウォン相当)についても押収措置(2024 年 4 月、2024 年 7 月)をとった。

また、商標警察はデジタル・フォレンジックで彼らが 2023 年 4 月から 2024 年 4 月まで模倣品約 4 万 1,000 点(正規品価格 59 億ウォン相当)を流通していた販売記録を確保した。

商標警察による調査結果、被疑者 A 氏は海外営業活動と輸入の総括、B 氏(40 歳)は輸入関連書類作成、C 氏(43 歳)と D 氏(38 歳)は国内流通など役割を分けて組織的に動いていたことがわかった。

【化粧品の模倣品は美容効果の一切ない「真水」、正規品の 3 分の 1 の価格で消費者を惑わす】

押収された化粧品の模倣品を鑑定する中で商標権者が化学分析を実施した結果、模倣品と正規品の成分が違うことがわかった。

また、商標警察が専門機関に依頼して模倣品の成分を分析した(2025 年 4 月)ところ、被疑者らが販売した製品から有害成分が検出されていなかったが、主な原料や容量などが基準に満たなく、「真水」といえる状態であることが明らかになった。

SK-II のエッセンスにはホワイトニング効果のある原料である「ニコチンアミド※」が含まれているが、模倣品からは検出されなかった。エステローダーのセラムの模倣品は表

示されている内容量（50ml）を下回ることが確認された。

※機能性化粧品（メディカルコスメ）に使われる原料で、含有量が一定以上の製品のみ認める（韓国食品医薬品安全処告示第 2020-132 号（2020. 12. 30））

このように特定の効果もなく内容量が基準以下の「真水」といえる模倣品が正規品の 3 分の 1 の価格で流通されていたことがわかった。商標警察は有害成分が検出されなかったとしても模倣品は製造や流通の過程において品質検査を実施しないため、消費者の安全を脅かす恐れがあると強調した。

特許庁の産業財産保護協力局長は「化粧品など日常生活でよく使われる製品の真贋を一般消費者が見極めることは難しいため、正規価格より安い製品を購入する際には注意を払ってほしい。また、公式の販売先で購入することをすすめる」とし、「特許庁は消費者に与える被害が大きく国民の生活や安全、健康を脅かすような模倣品を根絶するために企画捜査を強化する」と述べた。

3-2 【説明資料】特許庁は K-ブランド保護に積極的に取り組みます

韓国特許庁（2025. 6. 23.）

【報道内容】

2025 年 6 月 23 日月曜日、韓国経済による「全世界でパクられている…『K 模倣品』半年で 225 万件」の報道で、現在の政府レベルでの取り組みより強化された模倣品対策が求められるとの指摘があった。

【特許庁の立場】

特許庁は K-ブランドを保護するために、①海外で K-ブランドを保護するためのモニタリング・対応戦略のコンサルティングと、②国内における AI 基盤モニタリング事業を運営しています。

①114 か国 1,604 の EC プラットフォームに対し K-ブランドの模倣品をモニタリング※しており、輸出企業を支援するために模倣品対応戦略コンサルティング※※事業を行っています。

※米国など 114 か国/1,604 の EC プラットフォームにおける遮断実績（件）：（2023 年）161,110→（2024 年）191,971→（2025 年目標）210,000

※※模倣品対応戦略コンサルティング（件）：（2023 年）14→（2024 年）17→（2025 年

目標) 20

また、模倣品が頻発に摘発されている業種を中心に官民が共同で対応するために「K-ブランド保護官民協議会※」を運営しており、中国・東南アジアなど8か国10か所に設置している海外知識財産(IP)センター※※を通して紛争対応を支援しています。

※(2024年)食品、化粧品、アパレルなど8件の品目→(2025年)ゲーム、ウェブトゥーンなど10件以上に拡大

※※米国(LA・ワシントン)、中国(北京・広州)、ドイツ(フランクフルト)、日本(東京)、ベトナム(ホーチミン)、タイ(バンコク)、インド(ニューデリー)、メキシコ(メキシコシティ)など

②韓国系ECプラットフォーム11社を対象に160件のK-ブランドを保護するために「AIを活用した模倣品モニタリング事業※」を行っており、モニタリングで収集した情報は捜査に連携させ、模倣品流通業者への強い処罰に取り組みます。

※(2024年)韓国系ECプラットフォーム7社/11のK-ブランドにおける遮断実績(件): 3,417件→(2025年目標)韓国系ECプラットフォーム11社/160のK-ブランドにおける遮断実績(件): 62,000件

今後も特許庁は、国内外でK-ブランドの模倣品が流通されることを防ぐために知財権保護活動を一層強化します。

3-3 韓国特許庁、「模倣品流通防止技術カンファレンス」を開催

韓国特許庁(2025.6.27.)

真正品 OK 模倣品 OUT! 本物を守る技術の力

#A氏は夏休みを控えて日焼け止めを購入したが、模倣品を買ってしまったのではないかと心配になった。ところが、パッケージについてあるラベルを見つけてスキャンしてみたら正規品であることが確認できた。

◆世界における韓国企業の製品の模倣品の流通現状、および、国家経済に与える影響
- 2024年OECDは模倣品流通により韓国企業の年間売上高の損失が約7兆ウォンに達し、1万3,000以上の雇用をなくなると発表(2021年時点)した。

韓国特許庁は6月27日金曜日、チョソンパレス・ソウルカンナム(ソウル市江南区)にて模倣品流通防止戦略を共有し、ホログラム、ウォーターマークなど模倣品流通を防ぐための技術を普及するために「模倣品流通防止技術カンファレンス」(以下、カンファレン

ス)を開いた。

このカンファレンスは、人工知能（AI）技術が進化し越境取引が活発化されるにつれ、模倣品の流通手口がより巧妙化・国際化される中で、模倣品流通防止技術を有する企業、商標権者、国内外の関係機関などが参加して模倣品の遮断に向けた技術的対応策や協力強化の必要性などについて議論するために行われた。

カンファレンスでは、模倣品流通防止技術の展示や・デモンストレーション、韓米両国における模倣品流通防止政策セミナー、商標権者と模倣品流通防止技術企業間で相談を支援する博覧会など、3つのセッションが行われる。

展示・デモンストレーションでは、模倣品流通防止技術企業がホログラム、真正品認証ラベル、ウォーターマークなど物理的セキュリティ技術が採用された製品を展示し、セキュリティ技術を情報通信技術（IT）につなげて企業のマーケティング、流通マネジメントなどに活用するサービスなどを披露する計画だ。

セミナーでは、韓国特許庁と米国国土安全保障省が韓米両国における模倣品流通防止政策について共有し、韓国造幣公社が模倣品流通防止技術の動向を発表し、ネイバーなど IT 企業は模倣品流通防止技術の導入状況や成果を紹介する予定だ。

博覧会は、模倣品流通防止技術企業と商標権者が交流を図る場となる。模倣品流通防止技術について商標権者の理解を高め、権利者個人が関心のある技術について導入手続き、費用、効果など情報を詳しく得られる 1：1 深層相談を行う計画だ。

特許庁長は「アイデアと努力の成果を不当な手法で奪うといった模倣品流通は、企業の売上高や雇用にマイナスな影響を与えるだけでなく、国民の健康や安全をも脅かす行為である」とし、「産業界の全般に模倣品流通防止技術が採用され、国間での協力体系が強化されれば、政府の模倣品対策の有効性を高めることができると思う」と述べた。

3-4 韓国特許庁と農林畜産水産部、「2025 年上半期 K-フード模倣品対等協議体 合」を開催

韓国特許庁（2025. 6. 29.）

模倣品遮断に向けた官民連携の強化へ

韓国特許庁と農林畜産食品部は 6 月 30 日月曜日、ソウル市良才（ヤンジエ）洞 aT センタ

一にて「2025年上半期K-フード模倣品対応協議体会合」を開くと発表した。

世界的なK-フードの人気に便乗して海外で安価・低品質の模倣品が頻りに流通・販売されていることから、両部処は韓国の輸出企業の権利を保護しK-フードの価値が侵害されることを防ぐために積極的な行政活動の一環として、主要輸出企業※と食品産業協会とともに対応策について議論する。

※CJ 第一製糖、デサン、三養（サムヤン）食品、人蔘公社、ビングレ

主な議題は、上半期における模倣品・商標の冒認出願のモニタリングの結果、輸出企業向け教育・相談の実績、上半期の模倣品対策に向けた重点推進課題※、輸出業界の建議事項・支援方策などである。

※①海外現地の関係機関との合同点検、②消費者参加型の啓蒙活動、③韓流人気に便乗した模倣品に対し食品メーカーとの企画実体調査、④知財権関連諮問・教育・説明会など企業支援など

特許庁の産業財産保護協力局長は「K-ブランドの模倣品が急増していることで韓国の輸出企業のブランド価値にダメージを与えることが心配される」とし、「今後も特許庁は関係部処と積極的な連携を図り、K-ブランドの模倣品被害の予防や救済を強化していく」と述べた。

農林畜産食品部の食品産業政策官は「今年K-フードの輸出は対内外の状況が厳しい中でも前年比7%以上の堅調な上昇を続けている。このような時期に韓国の農食品メーカーが海外進出を円滑に進めるよう取り締まりに取り組み、知財相談や教育・諮問、出願・登録など幅広い面で手厚く支援する」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、ユーザーフレンドリーの観点で「意匠審査基準」を改正

韓国特許庁（2025. 6. 16.）

意匠の類否判断基準をユーザーの観点で改善

韓国特許庁は、出願人の利便性向上や権利保護の強化に向け「意匠審査基準」を改正し、6月16日月曜日から施行すると発表した。

改正審査基準の主要内容は、企業や個人、デザイナーなど多くのユーザーからの要望を反

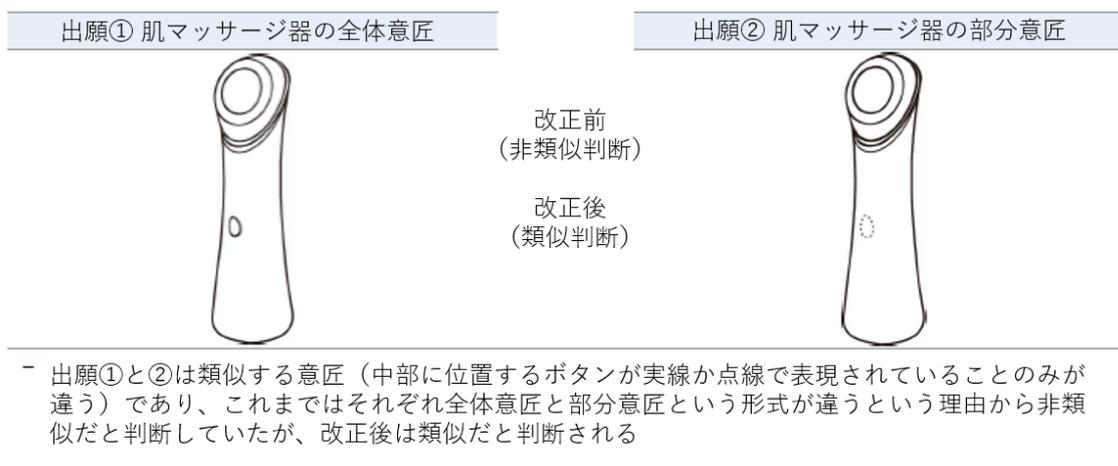
映して審査実務の効率性を高め、ユーザーフレンドリーな意匠制度の改善に焦点があてられた。

【意匠の類否判断基準の改善】

(改正前) 類似の意匠が2件以上出願された際に類似する意匠であるにもかかわらず、それぞれ全体意匠と部分意匠※で出願されたことを理由に審査で類似しないと判断され、2件のいずれについても登録査定がなされる事例があった。これにより、類似の意匠に重複して権利が取得されることや、先願の出願人の権利が侵害される問題などが発生した。

※部分意匠制度：物品の一部の意匠を保護する制度

＜全体意匠と部分意匠の類否判断＞



(改正後) 意匠審査時に最も重要な類否判断基準が改善される。改正審査基準では2件以上の類似の意匠が出願された際に全体意匠か部分意匠という出願の形式にかかわらず、意匠の実質的な類似性を判断することで類似の意匠が登録される事態を防ぐ。

【意匠の説明記載の簡素化】

(改正前) 意匠登録出願の願書には意匠を明確に表すための「図面」と「意匠の説明」を記載する必要があるが、「意匠の説明」に材質や用途などについて慣行的に記載する不便があった。

(改正後) 改正審査基準では審査官が出願された意匠を十分に理解できる場合には、材質や用途などについて記載がないことは拒絶理由に該当しないため、出願人の利便性が高まった。

【自動車の内装デザインにかかる図面の作成方法を規定】

(改正前) 自動車の内装デザインは単に「洗練されたデザイン」というより、消費者のライフスタイルや利便性、感性、エクスペリエンスなどに影響を与え、ブランド価値にもつながるポイントとなるため、消費者が自動車を選ぶ際に欠かせない要素になるが、そのデザイン性について明確な審査基準が定められていなかった。

(改正後) 改正審査基準では、メーターパネル、ハンドル、ダッシュボード、センターコンソール、センターコンソール、椅子などで構成される車の内装デザインの組み合わせについて登録要件を具体的に示した。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今回の審査基準改正はユーザーの意見を制度に反映していることに意義がある。今後も出願人の利便性を高めて不要な手続きを見直し、意匠審査の実効性を高めるために引き続きユーザーとのコミュニケーションをとっていく」と述べた。

4-2 韓国特許庁、「WIPO - KIPO ハーグ国際デザイン説明会」を開催

韓国特許庁 (2025. 6. 18.)

WIPO 専門家が海外で意匠権を保護する有効な方法について解説する

韓国特許庁は、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization、以下、「WIPO」) と共同で6月18日水曜日、韓国知識財産センター (ソウル市江南区) にて「WIPO - KIPO ハーグ国際デザイン説明会」を開くと発表した。

今回の説明会は、韓国ユーザーが WIPO の国際意匠登録制度 (ハーグ制度) をより有効に活用できるよう、制度の全般や出願手続きへの理解を高めるために行われた。WIPO のハーグ登録局 (Hague Registry) 所属の専門家が制度について解説し、参加者と質疑応答の時間を設ける計画だ。

説明会では、ハーグ制度の概要、ハーグ制度による意匠の国際出願方法、ユーザー観点での出願戦略などについて紹介し、オンライン併用のハイブリッド形式で行われる。

この説明会は、韓国特許庁と WIPO が昨年から行っている人材交換プログラムの一環として、2024年12月 WIPO 国際特許・商標サービス説明会、2025年2月 WIPO 紛争サービス説明会に続き、3番目で行われる共同説明会である。人材交換プログラムは両機関が協力

を深めるために相互の人材を派遣するもので、WIPO 本部（スイス・ジュネーブ）から韓国特許庁に外向され WIPO サービスの諮問官として在籍している Andrzej Gatkowski 弁護士がこれまでの 2 回の説明会で講演した。

一方、2024 年韓国のハーグ制度に基づいた意匠出願件数は前年比 8.1%増えた 892 件と世界 3 位※となっている。韓国企業が海外での意匠件保護に関心が高いことがわかる。このような背景から、特許庁は WIPO との連携により国際意匠制度への韓国内での関心を高め、韓国企業の海外進出を支援するために今回の説明会を開くこととした。

※WIPO 意匠の国際登録制度（ハーグ制度）における出願順位（2024 年）

①中国 2,225 件 ②米国 915 件 ③韓国 892 件 ④ドイツ 792 件 ⑤フランス 715 件 ⑥スイス 627 件 ⑦イタリア 564 件 ⑧日本 540 件 ⑨イギリス 285 件 ⑩オランダ 232 件

また、ハーグ制度のほかにも、米国や日本など主要国における意匠制度の動向について紹介する考えであり、海外で意匠出願を計画している韓国のユーザーや代理人に有効な情報を発信できると期待される。

特許庁の産業財産保護協力局長は「ハーグ制度は一つの意匠出願手続きで加盟国で権利を確保できる有効な手段である」とし、「今後も韓国ユーザーが国際知財制度を有効活用できるよう、海外知財制度の情報を積極的に発信し支援していく」と述べた。

4-3 韓国特許庁、韓流ブームをけん引する企業と「商標政策懇談会」を実施

韓国特許庁（2025. 6. 23.）

K-食品・ビューティー・ファッション分野の主要企業と商標政策について議論

韓国特許庁は 6 月 20 日金曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区）にて韓流企業と韓流商標基盤の輸出支援に向けた「商標政策懇談会」を開いたと発表した。

懇談会には特許庁関係者や韓流ブームをけん引する K-食品・ビューティー・ファッション分野の主要企業の関係者など約 20 名が参加した。懇談会は権利確保に関する相談を聞き、韓流商標の出願・保護戦略などについて話し合うために行われた。

流行に敏感で消費サイクルが短い韓流関連商品にかかる商標登録出願の優先審査※申請が増加していることを受けて、特許庁は「韓流商標優先審査課」を新設（2024 年 12 月）し、輸出（予定）企業が早期に商標権を確保できるよう手厚く支援している。その結果、

韓流関連商標において優先審査の処理期間は 2025 年末時点 2 か月（予想）と前年比 20% 以上短縮※※できると期待される。

※優先審査：緊急度が高いと認められる商標登録出願についてほかの出願より優先して審査を行う制度

※※：2024 年時点韓流関連商標における優先審査の処理期間：2.5 か月

懇談会では、企業関係者と韓流関連商標向け優先審査制度の改善策や海外進出している韓国企業の紛争予防・対応戦略についても議論した。

特許庁長は「韓国企業が商標優先審査制度を積極的に活用して迅速に権利を確保し、それを基に海外で商標の冒認出願や模倣品など紛争対策を立てるよう、案件ごとにきめ細かく支援していく」と述べた。

4-4 ニース国際分類第 13 版を公開（2026 年採用）

韓国特許庁（2025. 6. 25.）

「衣類の洗濯および奪取用スチームキャビネット」など韓国企業が市場をリードする商品名称が多く承認された

韓国企業が発明して新しい市場を開拓した衣類管理機分野が「衣類の洗濯および奪取用スチームキャビネット」という商品名称で採択され、世界知的所有権機関（WIPO※）ウェブサイトにて世界のユーザーに公開された。

※WIPO：World Intellectual Property Organization

韓国特許庁は、上記の内容を盛り込んだ「ニース国際分類第 13 版」が「第 35 回ニース同盟専門家会合」（2025 年 4 月～5 月）での結果を反映して確定（2025 年 6 月）され、来年 1 月 1 日から採用すると発表した。

商標登録出願時に出願人は商標を使用する商品または役務に該当する「類」を選び、正確な名称を記載する必要がある、これは商標権の権利範囲を決める重要な判断基準になる。このような商品分類は最新の技術動向や産業変化を反映して改正され、WIPO が「ニース国際分類」という共通の基準を定めている。

※ニース国際分類：ニース協定に基づく、商品および役務に関する国際分類であり、標章を登録する際に使われる（加盟国：93 か国、韓国は 1999 年加盟）

今回の主な改正事項は、9 類の分類を簡素化するために、眼鏡・コンタクトレンズ・サン

グラスは視力補正及び目の健康保護機能であることから医療機器（10 類）に、消防車や救命ボートなど救助・避難用船舶および車両は移動手段であることから輸送機械器具（12 類）にそれぞれ 9 類から変更された。

韓国が提案した案件が承認された点も注目を受けている。「スタイラー」（LG 電子）、「エアドレッサー」（サムスン電子）といったモデルで広く知られている衣類の洗濯および奪取用スチームキャビネットは、韓国企業が発明して世界市場をリードする製品であり、今回の会合で公式な商品名称として認定された。これにより、韓国企業の海外出願がより円滑になり、ユーザーの利便性が高まる効果が期待される。

ほかにも、一つのドラム式洗濯機に洗濯と乾燥の二つの機能を採用した最新技術の「乾燥兼用洗濯機」をはじめ、「歯科用ホワイトニング機器、ロボット式窓掃除機」など計 11 の商品名称が承認され、韓国で新しく開発した商品が国際分類体系に反映される成果を上げた。

特許庁の商標デザイン審査局長は「急変する産業構造や技術発展に伴い、国際分類体系も改善を重ねている」とし、「今後も特許庁は韓国企業が開発した新商品が多く、多くの国で円滑に商標登録され、国際競争力を高めることができるよう引き続き支援する考えだ」と述べた。

今回の改正ニース商品分類は、WIPO ウェブサイト (<https://nclpub.wipo.int/enfr/>) にて確認できる。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム